

## 靖難の役後の遼東と燕王軍

川 越 泰 博

はじめに

一朝有事の際に備えて組織・維持される軍隊は、龐大な人員を一つの指揮系統に従って手足のごとく動かすことによつて、敵対者に対して優勢を保ち勝利することができる。

周知のように、明代第三代皇帝永楽帝は、燕王として北平に就藩していたとき、明朝第二代皇帝建文帝の弾圧に抗敵して挙兵し、最終的にはその建文政権を打倒して第三代皇帝の座に即き新政権を樹立した。燕王は潜邸に在るとき、平時の演習だけではなく、モンゴルとの戦争経験を積み重ねて、指揮官の判断、思慮、あるいは果断をも鍛錬してきた。とはいえ、一藩王にすぎない燕王が保持した軍隊は、之国の際に太祖洪武帝から与えられた燕山三護衛のみであつた。しかしながら、「奉天靖難」を大義名分に挙兵すると、招募・塚充・志願・帰付など様々な方途により兵力の増強を行った。

とはいえ、それらは王朝権力を端的に体现するものとして養成・編制された正規軍とは異なり、建文政権軍に抗敵

するために結集された、いわば機能的・利益的集団にすぎなかった。この軍事集団は永楽政権の成立にともなつて制定された「武職新旧官襲替法」の施行においては、「奉天靖難」に尽力した名譽ある新官として明朝が滅亡するまで種々の恩恵を受けた。燕王軍と建文政権軍の間でまる三年にわたつて展開された靖難の役は、もと燕王軍であつたものと建文政権軍であつたものとの間では、受益の面で大差をもたらし、その結果、明朝国軍は終明の世まで新官と旧官とが混和するという特徴を有することになった。

筆者は永楽政権樹立の原動力となつた燕王軍の形成とその展開についての分析を進めているが、その一齣として本稿においては、靖難の役終息後ただちに遼東に送り込まれた燕王軍の問題を俎に上し考究したいと思う。

何故に北平王府の後背に位置する遼東に燕王軍の一部が割かれて配置換えされたのか、その配転に起用されたのはどのような人々であつたか、この配転によつて遼東にはいかなる状況が生まれたかなど種々の興味ある問題を鑿掘することは、同時に永楽初頭における遼東経営の様相を闡明することでもある。

以下はその結果報告である。

## 一 新体制の遼東軍首脳陣

遼東は中国東北の南西部を流れて遼東湾に入る遼河の東の意で、遼西に対する地域的名称である。その名称は戦国時代に燕国が遼河平野に進出したとき郡を置き遼東郡と呼称したのがその始まりであるとされているが、爾後しばしば行政区画的名称、または俗称として用いられてきた。遼東は遼朝では東京道、金朝では東京路、元朝では遼陽行省、明朝では遼東都指揮使司、清朝では奉天府に属した。

明代における遼東都指揮使司（以下、遼東都司と略称）は、洪武八年（一三七五）十一月に既設の定遼都衛を改称したもので、その管下には多数の衛所群が配置された。明代の地方統治は布政使司（行政）、按察使司（監察）、都指揮使司（軍政）の三権体制からなつていたが、遼東に置かれたのは遼東都司のみであつた。

それは周囲が朝鮮・女真(ジュシエン)・モンゴルなどの諸勢力によって占められ、東は鴨緑江で朝鮮王朝と接し、西はウリヤンハ三衛(モンゴル系)と接し、南は渤海に臨み、北は女真の居住地帯と接し、漢族だけでなく、女真・モンゴル・朝鮮などの非漢民族が多数居住しているという地政学的な理由が大きかった。

軍管区となつた遼東の都司管下に設置された衛所は、洪武期には創設・改廃が何度か繰り返された。靖難の役期に存置していたのは、定遼左衛・定遼右衛・定遼中衛・定遼前衛・定遼後衛・鉄嶺衛・東寧衛・瀋陽中衛・海州衛・蓋州衛・金州衛・復州衛・義州衛・遼海衛・三万衛・広寧衛・広寧左屯衛・広寧右屯衛・広寧中屯衛・広寧前屯衛・広寧後屯衛の諸衛と金州中左千戸所・鉄嶺左右千戸所・撫順千戸所・蒲河千戸所の二一衛四所であつた<sup>(1)</sup>。

洪武・建文期の遼東には、洪武十年(一三七七)二月十五日生まれで、同二十五年(一三九二)に就藩した太祖第一五子の植がいた。その遼王府には広寧中護衛・広寧左護衛・広寧右護衛の三護衛が付設されていた。

別稿<sup>(2)</sup>で既述したように、洪武三十二年(建文元年・一三九九)七月に燕王が北平で挙兵すると、遼王植は建文政権の召還命令を受けると、すぐさま都南京に帰還した。遼東王は燕王軍に与することはしなかった。遼東都司もまた反燕王の立場を旗幟鮮明にし建文政権に与した。反燕王の遼東都司は遼東軍を編制し、北平周辺に位置する永平城・通州城・直沽・保定城などに侵入包囲した。これらの都市を守備する燕王軍は城からたびたび出軍して激闘を繰り返し、遼東軍を撃退した。

遼東軍を指揮した将帥としては呉高、楊文、平安、耿璫等の名が知られる。この四人の命運は建文政権の瓦解と永楽政権の成立によって明暗が分かれた。燕王軍と激しく対敵した楊文は戦中に俘虜となつたが、即位した永楽帝は楊文が開国の功臣であることを憐んで自死を許さなかつた。しかし永楽四年(一四〇六)正月に病死した。享年約五十七歳であつた<sup>(3)</sup>。建文帝から初代の征北大將軍に任じられた長興侯耿炳文の次子耿璫は靖難の役後処刑された<sup>(4)</sup>。呉高と平安は永楽帝が力量を買って登用した。洪武三十二年(一三九九)における遼東軍の永平城長圍失敗後、建文帝から広西に左遷されていた呉高は、永楽帝によって同地から召還された後、永楽元年(一四〇三)三月から同十二年(一四一四)閏九月まで十一年の間、大同の鎮守総兵官に任用された<sup>(5)</sup>。平安は洪武三十五年(一四〇二)四月

に燕王軍の捕虜となった後、北平に護送され世子（後の洪熙帝）や郭資等の監視下に置かれた。靖難の役が終息すると北平都指揮使に充てられ、ついで行後府都督僉事に陞進した<sup>6)</sup>。

靖難の役の終息後、これまで建文政権派で占められていた遼東軍政職の陣容は一掃され、新体制となった。『太宗実録』に依拠して、靖難の役終息後発令された遼東軍首脳に関する人事案件を時系列に摘記するとつぎの通りである。

【史料1】 洪武三十五年（一四〇二）八月一日

左軍都督府左都督劉貞に命じて遼東に鎮守せしめ、其の都司属衛の軍馬は其の節制を聴かしむ（洪武三十五年八月壬子朔の条）。

【史料2】 同年八月十八日

都指揮僉事凌雲を調して遼東都司都指揮僉事と為す（同上八月己巳の条）。

【史料3】 同年九月八日

薛脫火赤を遼東都指揮使と為す。

麻子帖木・呂毅・馬羽・齊安・呂得は俱に遼東都指揮同知と為す。

姜清・張遂を遼東都指揮同知と為す（以上、同上九月戊子の条）

【史料4】 同年十二月八日

都指揮僉事李賢・金吾左衛指揮使温原・金吾右衛指揮同知革旺を陞して都指揮同知と為し、賢・旺は遼東都司に任ず（同上十二月丁巳の条）。

【史料5】 永樂元年（一四〇三）正月十五日

保定侯孟善に命じて遼東に鎮し、遼東都司所屬の軍衛を節制せしむ（永樂元年正月己巳の条）。

【史料6】 同年三月十日

上兵部臣に論じて曰く、朕の内難を平らぐるに従いし將士は已に功を論じ陞賞す、……都指揮同知呂得昇・方敬

を中軍都督僉事と為し、……指揮使王伯二を山東都指揮使と為し、王福を遼東都指揮使と為す、……張思孝・郭成・劉青・郝聚・趙全・丁成・李順を遼東都指揮同知と為す、……栗大・於全・秦寬・徐忠・陳聚を遼東都指揮僉事と為す（同上三月丁亥の条）。

【史料7】同年三月戊子（十一日）

指揮僉事栗彪を陞して遼東都指揮僉事と為す（同上三月戊子の条）。

【史料8】同年三月十八日

都指揮僉事周信を陞して遼東都指揮同知と為す（同上三月乙未の条）。

【史料9】同年四月戊申（二日）

指揮使雷銘を陞して河南都指揮同知と為し、顧里保を都指揮僉事と為し、掌中都留守司事指揮同知楊成を浙江都指揮同知と為し、朱來興を遼東都指揮同知と為す、……俱に九門を平定するの功を録するなり（同上四月戊申の条）。

【史料10】永樂九年（二四二二）三月二十八日

中軍右都督劉江に命じて仍お遼東に鎮守し遼東都司官軍を節制し、声息有るに偶えば相機して調遣せしむ（永樂九年三月戊子の条）。

【史料11】同十二年（二四二三）九月二十四日

都督費瓚・劉江に命じて俱に総兵官に充つ。瓚は甘肅・陝西・河南・山西に鎮守し備禦の官軍を調到し其の節制を聽し、江は遼東に鎮守し遼東都司屬衛軍馬を節制するを聽す。（永樂十二年九月甲午の条）。

以上の史料1から史料11を整理すると、

鎮守

左軍都督府左都督劉貞・保定侯孟善・中軍右都督劉江

靖難の役後の遼東と燕王軍（川越）

鎮守総兵官

劉江

都指揮使

薛脫火赤・王福

都指揮同知

麻子帖木・呂毅・馬羽・齊安・呂得・姜清・張璣・李賢・革旺・張思孝・郭成・劉青・郝聚・

趙全・丁成・李順・周信・朱來興

都指揮僉事

凌雲・粟大・於全・秦寬・徐忠・陳聚・栗彪

となる。

遼東軍政職における新体制において、洪武・建文期と大きく異なる点は、永楽帝が後の鎮守遼東総兵官に繋がる鎮守遼東を常設し、登極の一ヶ月後の八月一日に左軍都督府左都督劉貞を送り込んだことである。つづいて、翌永楽元年（一四〇三）正月には保定侯孟善が、同九年（一四一一）三月には中軍右都督劉江が鎮守遼東に起用された。そして、劉江は同十二年（一四一四）年九月になると総兵官に充てられ、鎮守遼東総兵官となった。

張徳信著『明代職官年表 第三冊「鎮守総兵官年表」』（本論註（5）に引用）によると、「遼東鎮守総兵官」として劉貞も孟善も著録されているが、厳密に言えば遼東鎮守総兵官の創設は永楽十二（一四一四）年九月で、初任は劉江としなければならない。さらに当該「鎮守総兵官年表」の遼東に関する部分において疑念が抱かれるのは、劉貞に関してである。本「鎮守総兵官表」は劉貞ではなく劉真に作るが、その建文四年（一四〇二）の項に、「八、壬子、一、左軍都督僉事 九、庚子、廿、遷左軍左都督」と記している。これに対して退任の年次とする永楽十一年癸巳（一四一三）には退任に関わる記述を検出することはできない。同年には甘肅鎮守総兵宋琥も退任しており、それに関しては「正、辛丑、廿一、召還」と記されている。これは『太宗実録』永楽十一年正月辛丑（二十一日）の条に、

甘肅総兵官駙馬都尉西寧侯宋琥を召して還らしむ。豊城侯李彬に命じて征虜前將軍印を佩して総兵官に充て甘肅に鎮守し陝西行都司の各衛所官軍を節制せしむ。

とある宋晧の退任と李彬の新任に関わる記事に基づいている。

本「鎮守総兵官表」は劉貞を劉貞に作っているものの、「八、壬子、一、左軍都督僉事 九、庚子、廿、遷左軍左都督」の記述の「八、壬子、一、左軍都督僉事」は上記『太宗実録』の史料1に基づくものであり、「九、庚子、廿、遷左軍左都督」は、同右書、洪武三十五年九月庚子の条の、

左軍都督僉事劉貞を陞して本府の左都督と為す。

という陞進記事に基づいている。したがって、本「鎮守総兵官表」において劉貞に作っている人物は劉貞と同一である。本「鎮守総兵官表」が劉貞（劉真）の遼東鎮守退任の年次を永樂十一年（一四一三）とした根拠は不明である。それを問題とするのは、根拠不明ということもあるが、そもそも劉貞は永樂初年にはすでに没故していたのではないかと思われる節があるからである。

劉貞の事績に関わる記事は、『明実録』を始めとする明代典籍に散見するが、まとまった列伝史料としては、王可大の『国憲家猶』巻二、憲典二に収載する都督劉貞伝や鄭晧の『吾学編』巻五五、都督劉貞の条があるにすぎず、決して多くはない。そこで、この二つの伝記史料を全文引載すると、つぎのごとくである。

【史料12】『国憲家猶』巻二、憲典二、都督劉貞伝

都督劉貞、合肥の人。洪武中寧獻王、大寧に封ぜられ、分けて総兵と為る。文廟難を靖するに、首め大寧に入り、尽く其の軍を握り、以て行<sup>も</sup>ち。衆方に苦しむ。近辺に一人として公の命を聴く者無し。公、執えらるるを恐れ、一夜竊かに勅印に負きて海に浮びて南す。京師、衆の已に去るを聞き、公も亦た降らんと意う。因りて其の家を籍して獄に下す。明日、公、福建より還る。家人遂に皆積さるるを得たり。今に至るも子孫替らざるは盖し当時

幸にも全く亦た偶然に非ざる者に似たり。

【史料13】『吾学編』卷五五、都督劉貞の条

劉貞、合肥の人。開国の功もて左軍都督に累陞す。大寧総兵官に充てられ、懷来城池を修め左軍に改めらる。靖難の兵起るや、貞及び陳亨・ト万、大寧軍を引きて松亭関に出で沙河に營し、遵化を復せんと欲す。亨に貳心有り。文皇、大寧に入るや、尽く其の軍を握り、以て行う。遂に松亭関に入る。貞、夜勅印に負きて海に浮びて歸る。時に建文君、北平に行きし諸將の文皇に降るを聞き、貞の家を籍し獄に下す。俄に貞、海道由り福建に出で京に還るや、詔して其の家を釈す。靖難の後、左都督に陞せられ、遼東に鎮するも、恒に愧憤を懷く。永樂元年に卒す。貞の長女は文皇の昭順德妃なり。故を以て禍より免るを得たり。次女は伊王妃なり。

以上に引載した史料12・史料13の二つの史料を比較校合すると、劉貞の事績に関してその大要を知ることができると。それによると、

- ① 劉貞は合肥（南直隸）の出身で、洪武中、大寧の総兵官に任じられた。
- ② 靖難の役が起き、燕王軍が大寧に攻め入ってくると、劉貞は福建經由で京師南京に逃れて還つた。
- ③ 総兵官としての責任を放棄して逃亡したことで、その家属は獄に下されていたが、京師への生還で釈放された。
- ④ 以上が双方の史料に共通する事項であるが、史料13には史料12にみえない独自の記事として、
- ⑤ 靖難の役後、鎮守遼東に起用されたが、恥と怒りを懷いていた。
- ⑥ 劉貞の卒年は永樂元年（一四〇三）であった。
- ⑦ 劉貞の長女は文皇の昭順德妃で、その縁故でもって建文旧臣であり、燕王軍に敵対したにもかかわらず、その罪を逃れた。
- ⑧ 次女は伊王妃であった。

の事項が記されている。靖難の役終息後、鎮守遼東に任じられたことは前引史料1の記事に照応する。それは洪武三



十五年（一四〇二）八月一日のことであった。⑤では劉貞の卒年を永樂元年（一四〇三）としているから、鎮守着任の翌年には死去し、遼東に鎮守したのは、わずか一年のことにすぎなかったことになる。

『太宗実録』には劉貞の没年時期にふれる記事はないが、劉貞自身の動静にふれた記述は、同右書、永樂元年二月己未（十二日）の条の、

鎮守遼東左都督劉貞奏すらく、虜寇の懿路寨を攻めること三昼夜、寨柵を破る。官軍ともに戦うも頗る利あらず。既にして寇引去す。

という情報の上奏を最後にみえない。しかも、同右書、永樂三年九月乙卯（二十三日）の条に、

左軍左都督劉貞の子俊を以て金吾後衛指揮使を襲がしむ。

とあり、劉貞―劉俊の父子間での襲替に関わる記事がある。襲替の襲は先任者の死による世襲であり、替は先任者の疾病・傷害・年老などによる世襲を指している。したがって、劉俊が永樂三年（一四〇五）九月に二十三日に金吾後衛指揮使（ウ）を世襲していることは、すでにこの時点では劉貞は死去していた可能性が強い。

さらにいえば、史料13に「靖難の後、左都督に陞せられ、遼東に鎮するも、恒に愧憤を懐く。永樂元年に卒す。」とあり、靖難の役後、遼東鎮守に起用されたものの、恥と怒りを懐いていたと記されている。この箇所について、清代嘉慶朝に編纂された『廬州府志』卷二九、名将下に収録する劉貞伝には、

靖難の後、左都督に官せられ、遼東に鎮するも、恒に愧憤を懐き、竟に憂いを以て卒す。

と述べ、憂死したかのような書き方をしている。このような心情を抱いていたならば、永樂十一年（一四一三）までの長期間にわたって遼東鎮守職を全うしえたとは思われない。張徳信氏作成の「鎮守総兵官年表」での鎮守遼東劉貞の在任期間については謬りではなかるうか。

かかる推論に註誤なければ、劉貞が死去したのは、軍事情報を上奏した永樂元年（一四〇三）二月十二日から劉俊が金吾後衛指揮使を世襲した同三年（一四〇五）九月二十三日の間といえる。史料5によると、永樂元年（一四〇三）正月十五日に保定侯孟善が遼東鎮守に起用されているが、その退任は「鎮守総兵官表」が『太宗実録』永樂七年四月丁亥（十五日）の条の、

鎮守遼東保定侯孟善を召して北京に還らしむ。

に依拠して、永樂七年己丑（一四〇九）の項に「四、丁亥、十五、召還致仕」と作っているように、永樂七年（一四〇九）四月十五日のことであった。鎮守遼東の在任期間は七年であった。「鎮守総兵官表」においては、この期間劉貞と孟善はともに併肩して鎮守遼東であったとしているが、劉貞の没年を勘案すると劉貞が孟善と在任が重なったのはきわめて短い期間であったように思われる。

孟善は海豊県（山東済南府武定州）の人で、もとは元朝の山東枢密院同僉であったが、元朝崩壊後明朝に帰付した。燕山中護衛千戸のとき燕王の拳兵に従い、軍功を重ねて右軍都督同知に累進し保定侯に封ぜられた<sup>8)</sup>。保定侯に封爵されたのは洪武三十五年（一四〇二）九月四日に行われた奉天靖難の諸将に対する陞賞のときで、孟善は奉天靖難推誠宣力武臣特進榮祿大夫柱国右軍都督府都督同知保定侯の称号が賜与された。奉天靖難推誠宣力武臣特進榮祿大夫は散官、柱国は勲官、右軍都督府都督同知は職名で保定侯が爵号である。爵号に付随する食祿は一二〇〇石であった。永樂十年（一四一二）六月に死去すると卹爵として滕国公を与えられ忠勇と諡された<sup>9)</sup>。

生前の爵号が保定侯であったのは、『太宗実録』奉天靖難事蹟、建文三年八月丁卯（十一日）の条に、

師を完県に駐む。諸山寨の民来帰するや悉く撫安し業に復せしめ、孟善に命じて保定に鎮守せしむ。

とあるように、燕王軍が保定府完県に駐屯すると、孟善は燕王から保定に鎮守することを命ぜられたことと関わりがあることは明白である。これは建文政権軍の大同都指揮房昭が保定府易県西八〇里にある紫荆関から侵入して、保定の諸県を侵略し西水寨に拠つたため、この諜報を受け取つた燕王は、「保定は北平股肱の郡たり。豈に援けざるべけんや」と言い、八月一日、滹沱河（保定府）を渡り、同月十一日には軍を保定府の西七〇里に位置する完県に駐したのである。そして、諸山寨にいた民達が投降すると、孟善に命じて保定に鎮守させ、燕王自身は房昭が立て籠もる西水寨の攻略に兵力を傾注した。孟善の保定の鎮守起用はこうした燕王軍の一連の軍事行動の一齣であつた<sup>10)</sup>。

孟善は既述のように燕王軍の中核をなした燕山中護衛の出身であり、その経歴からみて燕王の信頼が厚かつたことは明白である。それ故、永楽元年（二四〇三）正月十五日には孟善を鎮守遼東に起用する人事がなされたのであろう。これに対して、靖難の役後の最初の遼鎮守東に劉貞が起用されたのは何故であつたのであろうか。史料13には⑥のように「劉貞の長女は文皇（永楽帝）の昭順徳妃で、その縁故でもつて建文旧臣であり、燕王軍に敵対したにもかかわらず、その罪を逃れた」と記されている。永楽帝と劉貞との間にそのような姻戚関係があつたことも、永楽帝が劉貞を鎮守遼東に起用したことの一因かもしれないが<sup>11)</sup>、それよりも直接的理由としては、靖難の役以前、すなわち洪武朝時代に劉貞が遼東において軍事活動をしたその経歴が買われた結果ではないかと思われる。

遼東における劉貞の軍事活動を伝える記述は、『太祖実録』中に、

#### 【史料14】

- ① 洪武二十八年正月甲子（二十九日）の条
- ② 同年三月辛亥（三十日）の条
- ③ 同年六月辛巳（十九日）の条

靖難の役後の遼東と燕王軍（川越）

④ 洪武三十一年五月戊午（十二日）の条

の四件がある。これらの遼東出陣において、劉貞は①では燕王の麾下で、②と③は総兵官周興の麾下で、④は武定侯郭英の麾下で軍事活動に関わった。さらにいえば、洪武三十一年四月乙酉（九日）の条によれば、燕王麾下として北平から出塞してモンゴル軍との戦いに臨んでいる。このように、劉貞は燕王との関わりがあり、さらに遼東と関わりがあつて、靖難の役が終息すると、劉貞は鎮守遼東として派遣されたのではないかと思われる。

以上、初代の鎮守遼東劉貞の検討にやや多く紙幅を費やしたが、同じ永楽政権下における初代遼東都司都指揮使に起用された薛脱火赤に話柄を転じると、脱火赤はモンゴル名で漢名は薛貴であつた。薛貴が燕王の挙兵によつて燕王軍に加わったときの身分は、兄燕山右護衛指揮僉事薛斌（モンゴル名脱斡）の舍人であつた。実職に就く以前に燕王軍に加わり靖難の役に参陣したのである。幸いに材武に恵まれて軍歴を重ねていき、晩年には侯爵に列せられた。宣徳五年（一四三〇）三月に発病して没したときには浜国公に追封され、忠壮と諡された。薛貴が戦場において燕王に注目される活躍したのは小河の会戦時、燕王が騎乗した御馬棗驪の部位のあちこちに突き刺さつた矢を、自己騎乗の馬から下りてすばやく棗驪から抜き、その人馬一体の驚倒を防ぎ、兵馬倥傯と化した戦場での燕王の危機を救つたことである。その顛末については、別稿<sup>12)</sup>において検討したので、屋上屋を架することはしないが、遼東都司都指揮使の退任年次にふれておくと、永楽帝が初めてモンゴルに親征した、いわゆる永楽八年（一四一〇）の役に参軍して凱旋した後のことである。親征軍が凱旋すると、薛脱火赤は五軍都督府の一つである中軍都督府都督僉事に陸転しているから、それまで遼東都司の都指揮使として在任していたと思料される。

これに対して、永楽元年（一四〇三）三月に遼東都司都指揮使に起用された王福についてはその事績にふれた史料に欠き、退任時期も不明である。永楽朝時代には姓名が王福という人は複数いるが、遼東都司都指揮使に起用されたのは、洪武三十五年（一四〇二）十二月八日に行われた陞進人事で指揮使に上げられた燕山左衛指揮同知の王福を指すのではないかと思われる<sup>13)</sup>。

以上の考察によつて、靖難の役終息直後から永樂初年における遼東軍政の首脳陣は、鎮守としては劉貞と孟善、遼東都司のトップである都指揮使は薛貴と王福であったことになる。この四人の中孟善は燕山中護衛の、薛貴は燕山右護衛の、王福は燕山左衛の一員として燕王軍に加わっていたことは明白である。初代の鎮守遼東に起用された劉貞だけが燕王軍の一員ではなかったが、洪武中燕王の麾下で軍事活動したこと、さらに複数回遼東において軍事活動を展開したことで鎮守遼東に起用されたものとみなしても大過ないであろう。

遼東都司の都指揮同知・僉事に起用された人々については、その経歴・事績を知りうる場所は甚だ少ない。今のところ知りえたことを記せば、都督同知の呂毅は、永樂二年（一四〇四）正月七日に鎮守寧波に起用されたので<sup>(14)</sup>、その遼東都司在任はきわめて短かった。前述史料6には、都指揮同知呂得昇が永樂元年（一四〇三）三月十日に中軍都督府都督僉事に陞転とあるが、これは遼東都指揮同知の呂得とは別人であり、呂得のその後は不明である。

前引史料4によれば、李賢・革旺はともに遼東都司には都指揮同知として赴任しているが、永樂二十二年（一四二四）九月二十五日に行われた陞進人事では李賢について、

遼東都司都指揮僉事李賢を陞して後軍都督僉事と為し、仍りて其の子順を擢げて通州衛指揮使と為す<sup>(15)</sup>。

とあり、遼東都司都指揮僉事から後軍都督府都督僉事に陞転したとしている。したがって、李賢が遼東都司に起用されたときの武官職は都指揮僉事であったのか、それともその上の都指揮同知であったのか一致せず齟齬があるが、そのいずれであるにせよ李賢は永樂帝の崩御によつて登極した仁宗の手になる陞進人事で後軍都督府に陞転するまでの二十二年の長きにわたつて遼東都司にあつて孜々としてその任務を務めていたことがわかる。李賢と時を同じくして遼東都司に起用された革旺については、『太宗実録』永樂九年四月壬辰（二日）の条に、

故遼東都指揮同知革旺の姪てつ興に命じて金吾右衛指揮使を襲がしめ、特に鈔千貫・羅衣一襲を賜う。

とみえ、革旺の死去にともなう世襲記事が載せられている。姪（兄弟の息子）の革興が金吾右衛指揮使を世襲しているということは、革旺には実子がいなかったからであろう。それに加えてこの記述にも、さらに前引の史料4でも「金吾右衛指揮同知革旺」と作っていることから、革旺の衛籍が金吾右衛であったことが知られる。金吾右衛はもと燕山三護衛の一つである燕山右護衛のことで、燕山右護衛が親軍衛に昇格して金吾右衛に改名されたのは、燕王が登極した洪武三十五年（一四〇二）六月十九日のことであった<sup>16</sup>。革旺の衛籍が金吾右衛であったということは、かれは薛貴と同様、燕山右護衛の一員として燕王の挙兵に従ったということになる<sup>17</sup>。

都指揮同知劉青については、『太宗実録』永樂十九年六月庚申（九日）の条に、

遼東総兵官都督朱榮及び遼東都指揮巫凱・劉青に勅して、所属衛に分并する所の韃靼・女直・高麗の安樂・自在州に寄住せし官軍の内より精銳五千を選び、七月を以て率いて北京に至らしむ。山東都指揮王真に勅して官軍三千を率領して八月朔を以て北京に至らしむ。

とあり、劉青は遼東総兵官都督朱榮や遼東都指揮巫凱とともに永樂帝から永樂十九年（一四二一）七月を期して精兵五〇〇〇を率いて上京することを命ぜられている。これによつて劉青は同年（一四二一）六月の時点でも依然として遼東都司の都指揮に在任していたことがわかる。

趙全については、『宣宗実録』宣徳七年三月癸未（二十四日）の条に、

故遼東都司都指揮同知趙全の子保に命じて襲ぎて金吾左衛指揮同知と為す。

とあり、宣徳年間まで長期にわたって遼東都司に在任し、その死去にもなつて宣徳七年（一四三三）三月には趙全のもととの衛籍があつたと思われる金吾左衛の指揮同知を子の趙保が世襲している。

李順については、『太宗実録』によると、永楽六年（一四〇八）十月に都指揮使に陞進し、その翌永楽七年（一四〇九）正月に二十六日に致仕している<sup>(18)</sup>。

以上は都指揮同知の事例であるが（※）、遼東都司都指揮僉事の凌雲も永楽十一年（一四一三）十月十八日に致仕している<sup>(19)</sup>。

栗彪については、『太宗実録』永楽八年五月己巳（三日）の条に、

皇太子、金吾左衛指揮同知李名道・林子宣を陞して俱に指揮使と為し、羽林右衛指揮僉事袁達は指揮同知と為し、錦衣衛千戸何義宗は指揮僉事と為し、府軍右衛千戸李俊は旗手衛指揮僉事と為し、故遼東都指揮僉事栗彪の子虎をして父の旧職羽林前衛指揮僉事を襲がしめ、金吾左衛指揮使曹斌の姪璉・錦衣衛指揮同知李忠の子福・府軍後衛指揮僉事白金の子興・羽林右衛指揮僉事周敬の弟興は俱に職を襲がしむ。

とあり、皇太子（後の仁宗洪熙帝）から子の栗虎が羽林前衛指揮僉事を世襲するように令旨が発せられている。これは栗彪の死去にもなつてのことであるが、その世襲人事を裁可したのが皇太子であつたのは、永楽帝がこの年（一四一〇）三月にはすでにモンゴルに親征し、皇太子が監国として政務を代行していたからである<sup>(20)</sup>。

以上、靖難の役終息直後の遼東都司の陣容を通観したところ、その事績を知りえない人々も少なくないけれども、今のところ判明した人々の就任・離任時期を一覧にして示せば、つぎの表一のごとくである。

【表一】

年次	劉貞	孟善	劉江	薛貴	麻子帖	呂毅	李賢	劉青	趙全	李順	革旺	凌雲	栗彪
洪武三十五年	○												
永樂元年	○												
二年		○											
三年		○											
四年		○											
五年		○											
六年		○											
七年		○											
八年				○									
九年				○									
十年				○									
十一年				○									
十二年				○									
十三年				○									
十四年				○									
十五年				○									
十六年				○									
十七年				○									
十八年				○									
十九年				○									
二十年				○									
二十一年				○									
二十二年				○									

靖難の役終息直後に遼東軍政の首脳として鎮守・都指揮使・同知・僉事に新たに起用された人々の在任期間を永樂末年までのスパーンで見ると、それぞれに長短があったが、その中で遼東鎮守孟善、遼東都司の都指揮使薛貴、都指



揮同知李賢・革旺・劉青・趙全・李順、都指揮僉事凌雲・栗彪は、いずれも永樂七年（一四〇九）頃まで在任し、建文政權軍として靖難の役末期に戦った遼東軍を永樂政權の軍事力として取り込むために、その軍政に務めたのである。

## 二 燕王軍の遼東への配転

永樂帝は、靖難の役終息後、燕王軍の勇將などをこれまで敵対関係にあった遼東の軍政武官職に起用したが、燕王が遼東へ送り込んだのは、遼東軍政の首脳陣だけではなかった。既述のように、靖難の役期に存在していた衛所は、定遼左衛・定遼右衛・定遼中衛・定遼前衛・定遼後衛・鉄嶺衛・東寧衛・瀋陽中衛・海州衛・蓋州衛・金州衛・復州衛・義州衛・遼海衛・三万衛・広寧衛・広寧左屯衛・広寧右屯衛・広寧中屯衛・広寧前屯衛・広寧後屯衛の二一衛と金州中左千戸所・鉄嶺左右千戸所・撫順千戸所・蒲河千戸所の四所であった。これに加えて、遼王府には広寧中護衛・広寧左護衛・広寧右護衛の三護衛が付設されていた。広寧三護衛は靖難の役終息後、『太宗実録』洪武三十五年十一月乙未（十六日）の条に、

広寧三護衛を改めて広寧左・右・中衛と為し遼東都司に隸せしむ。

とあるように、広寧中護衛は広寧中衛に、広寧左護衛は広寧左衛に、広寧右護衛は広寧右衛に改編され、三衛とも遼東都司所屬となった。

靖難の役が終息すると、以上の諸衛には燕王に従行した衛所官軍が配置転換された。その配置転換自体は永樂帝が全土の衛所兵力を一元的に掌握・統轄するために行った衛所の改編と衛所官軍の配置転換を中核とする衛所政策の一環であって、特段遼東に限局したことはなかった。それでは、遼東都司の衛所群へ送り込まれた燕王麾下の衛所官

軍には、どのような特徴がみられるであろうか。

それを検討する上で、『太宗実録』他の編纂史料は全く無力で、関係史料の検出は困難である。ところが、中国第一歴史档案馆・遼寧省档案館編『中国明朝档案総匯』（広西師範大学出版社、二〇〇一年、以下『明朝档案』と略称）の第四九冊から第七四冊に収録された衛選簿各冊を悉皆繙閲していくと、遼東に配置転換された燕王軍の事例をみいだすことができる。衛選簿とは衛所官それぞれの家の、本貫・軍に就いた経緯・求衛経路・襲職時期・年齢・続柄・職の昇降・戦歴などのデータを記載したものである。世襲登記簿ともいえるべき衛選簿を詳密に分析していけば、明代軍制史・軍政史研究にとつて甚だ有益な史料となるが、靖難の役後における遼東への燕王軍の移衛を考察するに際しても、それに該当する事例史料が散見している。たとえば後掲の表二の01僧思改について、その原文史料を呈示すると、『金吾石衛選簿』（『明朝档案』第五〇冊）九五頁、莫勲の条の「外黄查有」<sup>21</sup>の下に、

莫棋、年三十七歳、金山達軍。始祖僧思改、洪武二十年帰付、充薊州衛後所軍。三十三年濟南陞小旗、三十四年馬家庄殺敗哨為功、陞試百戸、三十五年克金川門、陞東寧衛前所副千戸。

と記されている。この構文を分解すると、

- ① 莫棋は年三十七歳、金山達軍。
  - ② 始祖僧思改は洪武二十年に帰付し、薊州衛後所軍に充てられた。
  - ③ その僧思改は三十三年濟南にて小旗に陞せられ、三十四年馬家庄にて哨を殺敗するの功を為し試百戸に陞せられ、三十五年金川門に克ち東寧衛前所副千戸に陞せられた。
- という文節からなっている。

①の莫棋は始祖僧思改から数えて五輩（五代目）の子孫で、金山の達軍<sup>22</sup>であったという。モンゴル兵であった始祖僧思改は、洪武二十年（一三八七）になって明朝に帰付し、北直隸順天府薊州所在の薊州衛の軍士に充てられた

が、靖難の役が起きると燕王軍に加わり、同三十三年（一四〇〇）の済南（山東）の戦い、同三十四年（一四〇一）の馬家庄<sup>28</sup>における建文政権軍の哨兵殺敗、同三十五年（一四〇二）の南京城の金川門攻めで軍功を積み重ねた。そして靖難の役が終息すると副千戸に陞進し、遼東の東寧衛に配置換えになったのである。薊州衛から東寧衛へ配転された僧思改のこの事例は、まさしく永楽帝が靖難の役後遼東の取り込みとその経営のために行った移衛・配転政策の一端を示す史料といえよう。

現存する衛選簿を精査すると、二七事例、同種の遼東配転史料を検出することができる。そこで、表二では、これから二七事例の配転史料から、燕王軍として靖難の役に参陣した当事者名・出身地・戦中の動向・遼東への移衛前の所属衛所とその職官・移衛後の所属衛所とその職官・備考・典拠を摘記して作成した。備考欄に記したのは、永楽帝が初めてモンゴルに親征した「永楽八年の役」への関わりの有無を示し、典拠欄の五〇―九五は当該史料が『明朝档案』第五〇冊の九五頁に収録されていることを示している。なお、戦中の動向欄に摘記した済南や金川門などの用語は燕王軍と建文政権軍とが激闘した地名で、そこでの会戦に参加したことを示している。

【表二】

No.	当事者名	出身地	戦中の動向	移衛前の衛所・職官	移衛後の衛所・職官	備考
01	僧思改	金山遼軍	済南・金川門	薊州衛試百戸	東寧衛副千戸	典拠 五〇―九五
02	李哈刺	金山人	済南・金川門	薊州衛総旗	広寧前屯衛副千戸	三二九
03	胡林	香河県	済南・金川門	試百戸	定遼前衛正千戸	三六四
04	教均美	広寧府人	済南・金川門	通州衛総旗	定遼前衛副千戸	五二―四三九
05	卑火里	山後人	父蛮皮、密雲、三十五年故	試百戸	定遼後衛正千戸	四四二
06	王敬	望江県	白溝河・金川門	通州衛試百戸	定遼後衛正千戸	四四九
07	賽因不花	望平県	白溝河・金川門	通州衛試百戸	定遼前衛正千戸	四四九
08	邢得成	石城県	済南・金川門	試百戸	定遼前衛正千戸	四四八
09	忽刺歹	山後人	白溝河・渡江	薊州衛総旗	定遼前衛副千戸	四七八
10	八郎	望平県	奉天征討・金川門	薊州衛総旗	定遼前衛副千戸	四九九
11	梁斌	瑞州	鄭村壩・金川門	永平衛副千戸	復州衛指揮僉事	五四―一七

靖難の役後の遼東と燕王軍（川越）

12	張斌	玉田県	三十五年焼付	試百戸	広寧前屯衛正千戸	三三〇
13	董勝	定州	三十五年綳縛逃叛千戸陳敬有功	徐州衛試百戸	定遼後衛百戸	五五—四〇二
14	吳都保	山後人	永平・金川門	軍	広寧中護衛百戸	四四四
15	馬全	昌黎県	三十四年西水寨陸定遼中衛指揮僉事、平定京師	指揮僉事	定遼左衛指揮同知	六〇—二七〇
16	何真	景陵県	真定・金川門	海州衛百戸	定遼中衛指揮使	六一—七
17	楊春	灤州	濟南・金川門	正千戸	定遼右衛指揮同知	六五—一九五
18	穆伯林	遼陽人	奉天征討・金川門	試百戸	広寧中屯衛正千戸	二〇一
19	楊興	金山人	廣昌・金川門	百戸	蓋州衛正千戸	六六—一一
20	宋勝	遼陽県	白溝河・金川門	百戸	金州衛正千戸	三二四
21	王信	撫寧県	父滿駒、奉天征討三十五年肥河陣亡	永平衛百戸	蓋州衛正千戸	三五七
22	王毛駒	山後人	永平衛指揮僉事	百戸	永樂八年	六七—一三
23	馬榮	遷安県	大興左衛指揮僉事	試百戸	蓋州衛正千戸	一九七
24	孫盛	博興県	蓋州衛副千戸	蓋州衛正千戸	永樂八年	三五九
25	王寧	上元県	大興左衛指揮僉事	蓋州衛副千戸	潘陽中衛副千戸	七〇—一三五
26	高得	遼陽復州人	定遼中衛百戸	蓋州衛副千戸	潘陽中衛副千戸	七三—七七
27	劉通	山後人	白溝河	蓋州衛副千戸	潘陽中衛副千戸	七四—三五六

【補記】

これらの事例の他に、以下の①には寧遠衛、②には定遼衛と遼東の衛名がみえるが、表二には①②とも採録できない。その理由は以下の通りである。①『寧遠衛選簿』（『明朝檔案』第五五冊）四七六頁、蕭九成の条に、「蕭珍、年六十歳、山後人。高祖蕭七、洪武二年濟南衛後所軍に収集せられる。三十三年奉天征討し真定に克つ功有り小旗に陞せらる。鄭村壩にて功有り総旗に陞せらる。三十三年白溝河にて陣亡す。曾祖蕭尚義、嫡長男にして襲ぎて百戸に陞せられ、寧遠衛中右所に調せらる。正統十四年瓦剌等処にて功有り副千戸に陞せらる。」という記事がある。燕王の挙兵に従行して軍功を上げた蕭七が洪武三十三年（一四〇〇）四月保定府雄県の白溝河での戦いで陣亡したあと、その嫡長男の蕭尚義が濟南衛の小旗から百戸に陞せられて世襲し、その後寧遠衛百戸に移衛している。この文脈では、蕭尚義が寧遠衛に配置転換された年次が欠如しているため、それは靖難の役が終息直後のこととみなしてしまいが、寧遠衛の設置は『宣宗実録』宣德五年正月庚午の条に、「遼東寧遠衛を湯池に置く。凡そ五千戸所、定遼中衛右所・定遼前衛中衛所・定遼衛後所・広寧中衛右後二所を以て之を実たす。」とあり、『遼東志』卷二、建置志、公署に、「寧遠衛、泰和街の北に在り。宣德、五年都指揮劉斌斌建し、景泰辛未指揮使韓斌重修す。」とあるように宣德五年（一四三〇）になってからのことであった。②『義勇後衛選簿』（『明朝檔案』第六六冊）五二七頁、王銳の条に、「王欽、年拾壹歳、義勇後衛中衛所優給副千戸に係る。原籍諸城県の人。□年青州衛軍に採充せらる。疾す。始祖王斌役を代わり、奉天征討す。白溝河にて小旗に陞せられ、藁□□□□金川門に克ち定遼衛左所副千戸に陞せ

らる。永楽二年故す。」とある。若干文字の剝離のために読みがたいところがあるが、青州衛軍であった王斌が靖難の役に際会してその終息後定遠衛の副千戸に陞進したとされる。しかしながら、定遠衛は存在したのであるうか。『明史』卷一三一、呉禎伝には、洪武初年のこととして「禎に命じて舟師数万を総べ、登州より之に餉せしむ。海道險遠なるも、經理に方有り、兵食の乏しき無し。完城を完し卒を練り、尽く遼海の未だ付かざるの地を取め、平章高家奴等を降す。事に坐して定遠衛指揮使に謫せられ、尋いで召還せらる。」とある。呉禎が定遠衛指揮使に左降されたのは、『太祖実録』洪武五年十二月壬寅（二十九日）の条に、「靖海侯呉禎を黜して定遠衛指揮使と為す」とみえるので、洪武五年（一三七二）十二月のことであった。洪武初期の遼東の軍事体制は、洪武四年（一三七二）に定遠都衛が置かれ、同八年（一三七五）にはそれが改編されて遼東都指揮使司となった。定遠の名のつく衛として遼東都司に配せられたのは定遠前衛・定遠後衛・定遠中衛・定遠左衛・定遠右衛の五衛であった。この中で一番早い設置は定遠左衛・定遠右衛で、洪武六年（一三七三）閏十一月のことである。このことから、事件に連座したため呉禎が左降された定遠衛という名称の衛所は、遼東都司設置以前も以後も存在しない。この定遠衛とはおそらく定遠都衛の誤りではないだろうか。以上のように、明代においては定遠衛という名の衛所は存置されなかったのであるから、②の王斌が靖難の役後に配転された定遠衛も誤りである。そこで、定遠衛は明代に設置されたいずれかの衛所の誤記ではないかと思つて、王斌の子孫の記事を辿ると、二輩王貴・三輩王玉・四輩王琮の項ではいずれも「定遠衛」に作っている。定遠衛は、もともと山西行都司所屬であったが、靖難の役後、後軍都督府直屬となり通州に移されている（『太宗実録』洪武三十五年九月乙巳の条）。

以上の理由によつて、①蕭尚義の寧遠衛、②王斌の定遠衛の二事例は表二からは除外した。なお「20宋勝」に関して、『義勇右衛選簿』（『明朝档案』第六七冊）三三三頁、宋大忠の条にも宋勝の事蹟が記されているが、これはその子孫が義勇後衛へ移衛した後の記録であり、宋勝に関する記述は、『義勇後衛選簿』（『明朝档案』第六六冊）三三四頁、宋堂の条に載せる記事とはほぼ同一で、同一人物とみなされる。そのため重複を避けてここでは著録しない。

表二に掲出した諸事例は、贅語を重ねるまでもなく、『明朝档案』に収録された一〇二の衛所の衛選簿に依拠して検出したものであり、全体の事例を掩蓋するわけではない。しかしながら、史料残存に偏在があるとはいへ、表二により燕王軍の遼東配転に関して一定の概要を知ることが可能である。

## 出身地

まず表二に基づいて遼東配転の当事者の出身地を分類すると以下のようになる。

### ①モンゴル

01 僧思改（金山達軍）・02 李哈刺（金山の人）・05 卓火里（山後の人）・09 忽刺歹（山後の人）・14 呉都保（山後の人）・19 楊興（金山の人）・22 王毛駟（山後の人）・27 劉通（山後の人）

靖難の役後の遼東と燕王軍（川越）

- ② 遼東  
 04 教均美（広寧府の人）・07 賽因不花（望平県）・10 八郎（望平県）<sup>24</sup>・18 穆伯林（遼陽の人）・20 宋勝（遼陽県の人）・26 高得（遼陽復州の人）
- ③ 北直隸  
 03 胡林（順天府香河県の人）・12 張斌（順天府薊州玉田県の人）・13 董勝（真定府定州の人）・15 馬全（永平府昌黎県の人）・17 楊春（永平府灤州の人）・21 王信（永平府撫寧県の人）・23 馬榮（永平府遷安県の人）
- ④ 山東  
 24 孫盛（青州府博興県の人）
- ⑤ 江西  
 08 邢得成（贛州石城県の人）・11 梁斌（瑞州の人）
- ⑥ 湖広  
 16 何真（承天府沔州景陵県の人）
- ⑦ 南直隸  
 06 王敬（安徽府望江県）・25 王寧（江寧府上元県）
- 事例件数がわずかとはいえ、靖難の役終息後遼東に配置転換された燕王軍の出身地には顕著な特徴が読みとれる。それはモンゴル・遼東・北直隸にその出身地が集中していることである。この三地域だけで七七%を占めている。モンゴル・遼東出身者のみに限定すると五一%と過半を占める。これは遼東に配置転換された燕王軍を構成している人々の出身地が主にモンゴル・遼東・漢族（北直隸）が多くを占めていたことを反映しているのである。
- 遼東はさきに述べたように、その周囲に朝鮮・女真（ジュシエン）・モンゴルなどの諸勢力があり、東は鴨緑江で朝鮮王朝と接し、西はウリヤンハ三衛（モンゴル系）と接し、南は渤海に臨み、北は女真の居住地帯と接し、漢族だけだけでなく、女真・モンゴル・朝等の非漢民族が多数居住していた。そのために、遼東都司配下の衛所群には明初に帰

付して衛所に充てられたモンゴル人や女真人が多かったので、遼東諸衛のそのような非漢族の衛所官軍を懐撫するたにも燕王軍の中から非漢族の將兵が抽出されて遼東都司の各衛所に配転されたものと思われる。

### 戦中の動向

戦中の動向欄は、表二にみえる人々が燕王軍の一員であったことを明示するための項目である。奉天征討の文言は贅語を要することはないが、濟南・白溝河・鄭村壩・金川門・京師平定などの用語は燕王軍との建文政権軍の会戦があつた地名である。これらの会戦の後に陞進している場合は燕王軍であることを示しているので<sup>(25)</sup>、さらに贅語を重ねることはしないが、ここでは会戦名のみえない12張斌・13董勝・14呉都保の三事例について何故燕王軍と認定したかその理由を述べておくこととする。

12張斌について、表二の「戦中の動向」欄を空白にしたのは『瀋陽右衛選簿』（『明朝档案』第五四冊）三三〇頁、張桂の条に、

張漢、玉田県の人。高祖張斌、旧名八郎、洪武二十年軍に充てらる。三十三年小旗に陞せらる。三十四年試百戸に陞せらる。三十五年広寧前屯衛中所正千戸に陞せらる。永樂八年故す。

とある当該記事中に直截靖難の役との関わりを示す名辞が全くみえないからである。しかしながら、洪武二十年（一三八七）に衛所軍に充てられた以後、同三十二年（一三九九）七月に始まった靖難の役に関わったことは、その翌三十三年（一四〇〇）に小旗、さらに同三十四年（一四〇一）には試百戸に陞進していることよって明白である。そして靖難の役が終息した同三十五年（一四〇二）に正千戸に陞進した上で広寧前屯衛に配転されたのである。これらの記述だけでは、張斌が燕王軍・建文政権軍のどちら側の兵員として靖難の役に参加したのか明確ではない。永樂元年（一四〇三）に発布された「武職新旧官襲替法」では、洪武三十二（一三九九）から同三十五年（一四〇二）にお

ける靖難の役（奉天征討）において、燕王の麾下として活躍した衛所官は新官、同三十一年（一三九八）以前ならびに永樂元年（一四〇三）以後に功勞あつてもその衛所官は旧官と称して区別され、新官と旧官とでは、とくにその子孫の優給や襲職年齢・比試の有無、職官を継承する男子がいなかったときの本人、あるいは妻子などへの優養制の施行の点で待遇上、大差をつけられたのである。これによつて、優給舎人の（イ）優給終了年齢（ロ）襲職年齢には、新官の子孫の場合は（イ）十五歳（ロ）十六歳、旧官の子孫の場合は（イ）十四歳（ロ）十五歳、と二通りが生じたのである<sup>(26)</sup>。

ここに簡単に説明した優給舎人の世襲年齢の二重制度を援用すれば、張斌が新官とされたか旧官とされたかを判別することが可能となる。張斌の場合、三輩張広の世襲記事に、

正統八年十月、張広、年六歳、広寧前屯衛中所の滄故せる世襲正千戸張順の嫡長男に係り、全俸優給を欽与せられ、正統十七年終に至りて支を住む<sup>シ</sup>。

とみえる。これによると、張広の優給開始年・終了年・世襲年齢の関係は、

正統八年（一四四三）六歳 正千戸の俸禄全俸を優給  
十七年（一四五二）？ 優給終了

となり、正統十七年、すなわち景泰三年（一四五二）に張順の優給が終わったときの年齢は十五歳であつた。その翌年には十六歳にして広寧前屯衛正千戸の職を襲いだものと思われるが、この優給終了年齢・世襲年齢は新官の子孫に適用されたものである。したがつて、張斌は燕王軍の一員であつたことが明白である。

つぎに13董勝の場合は、『寧遠衛選簿』（『明朝档案』第五五冊）四〇二頁、董朝の条に、



董鑑、年四十七歳、定州の人。始祖董駟馬、乙未年帰付従軍す。洪武二十二年老い、高祖董勝代役す。三十五年、徐州衛前所に撥せられ小旗に併べらる。本年本指揮の帰付に随い試百戸に陞せらる。永樂二年定遼後衛に調せらる。

とある。ここにも靖難の役に関わる文言はないが、董勝は徐州衛小旗であつた洪武三十五年（一四〇二）に徐州衛指揮の投降に付き従い帰付している。この帰付はおそらく同年二月における徐州会戦の際のことであろう。この徐州会戦については『太宗実録』奉天靖難事蹟、建文四年二月甲戌（二十一日）の条に詳しい。やや長文であるが、徐州攻略において燕王が示した戦術や戦いの様子が詳細に記録されているので、以下に引用することにする。

師、徐州の東北に至る。其の守将城を閉じて敢えて出ず。上、軍を移して南行せんと欲す。諸将曰く、各營の軍士多くは出て糧を取らんとす、今營を起こせば恐らく後れ至る者あり、城中兵を出して之を掩襲せんとす、便に非ず、と。上曰く、慮る無れ、一人と雖も行く要し。彼も亦敢えて犯さず、と。乃ち兵を九里山に伏せ、先に百餘騎を演武亭に蔵し、數騎をして城下を往來し之を誘しむ。且つ之に戒めて曰く、爾等城下に至らば、鞍を解き馬を息ませ、示すに安閑を以てせよ。若し敵出ざれば即ち慢罵し以て之に挑み、敵怒りて来追せば、爾は則ち轡を按えて徐行し、其れを引いて河を渡れ。既に渡れば即ち炮を挙げよ。我、兵を縦ち之を撃てば、彼必ず懼れて急ぎ回りにて河を度らんとす。蒼黃の頃あい、必ず擒を成さんと。數騎、上旨の如く城下を往來するも、城中の兵敢えて出でず。乃ち其の廬舎を焚き大いに之を罵り、徐に一矢を發し城上を射り、暮れに抵りて乃ち去る。明日復た是の如し。城中の将士、憤に勝えず、遂に門を開き出て、兵五千追つて河を度るや、炮響き伏發す。上、數騎を以て馳せて西門に出て、其の歸路を断ち、腹背より之を撃す。敵衆奔潰し、急ぎ橋を争うも橋壞れ、水に墮ちて死する者千余人、斬首三千余級、余は奔りて城に入る。後に我軍單騎にて城下を往來するも城中の人竟に敢えて出でず。

燕王軍が徐州に到着し、その東北に屯駐したのは、洪武三十五年（一四〇二）二月二十一日のことであった。しかし、徐州城は城門を閉じて籠城策をとった。燕王は兵を九里山に伏せ、騎馬一〇〇余りを演武亭に隠すと、数騎をして城下を往来して隙をみせて、城中の兵軍をおびき出す誘騎の役目をさせた。数騎は燕王から指示された通り、城下を往来したが、城中からは何の反応も動きもないので、付近の家・屋敷に火を放ち、かつ罵詈雑言を発して挑撥した。それに憤激して、遂に城門を開けて兵五〇〇〇が追撃し、河（河）を渡り終えたと火砲を放って合図し、それと同時に燕王軍の伏兵が現れ、燕王は西門に回って敵兵五〇〇〇の帰路を断ち前後から挟み撃ちした。この結果、徐州側は兵五〇〇〇の重みで橋が壊れて水死する者、斬首される者併せて四〇〇〇余りという甚大な人的損害を出した。

燕王軍が徐州から宿州に向かって出立したのは、同年三月一日のことであった<sup>(28)</sup>。当月は大の月で三十日までであったので、燕王軍の徐州駐屯はちょうど十日間であったことになる。この間、徐州防衛をなした徐州衛内部でも様々な動きが生まれたであろう。籠城策を貫徹しようとした者もいれば、燕王に投降帰付しようとした者もいたであろう。董勝はこのとき徐州衛指揮の投降に従って燕王軍に身を投じて試百戸が欽与されたのである。しかしながら、永樂政権の成立後、靖難の役において燕王軍の一員として軍功を挙げて陞賞された、いわゆる新官の待遇は受けなかった。それは後裔の世襲記事をみれば明白である。12張斌のところでは述べたように、子孫で優給を受けた者の記事に注目すると、三輩董真の項に、

正統二年三月、董真、年六歳、遼東寧遠衛中所の達賊に殺死を被りし世襲百戸董貴の嫡長男に係り、全俸優給を欽与せられ、正統十年終に支を住む。

とある。董真が正統二年（一四三七）年に六歳という幼年にして寧遠衛百戸の職を襲ぐことになったのは、父董貴が達賊に殺されたからであった。そこで、董真はこのとき実職には就かず、その俸禄だけが同十年（一四四五）まで全俸優給されることになった<sup>(29)</sup>。このように優給開始年・年齢と優給終了年が判明しているので、終了年齢は十四歳

である。これは旧官である。

別稿<sup>30</sup>においてすでに考察したことであるが、燕王の挙兵後に投降帰付などにより、燕王軍の一員に加わったからといって、すべての人が奉天靖難に尽力した名誉ある衛所官としての新官のグループに入れられ、世襲時の優給制度とその家族の経済的セーフティネットである優養制度の恩恵を受けたわけではない。その投降帰付の時期が重要で、燕王の挙兵直後および戦局拡大時と靖難の役最終局面とは大いに異なっていた。たとえば、靖難の役終息の半年前の洪武三十五年（一四〇二）に燕王軍が江北に進出したとき、燕王の大営に赴き朝見・帰順した揚州衛・高郵衛などの人々は、燕王軍の渡江にも尽力し、南京城攻撃にも従行したが、靖難の役終息後に成立した永楽政権の下では、陞進はしたものの、建文政権軍の扱いと同じ旧官のグループに入れられ、新官としての処遇を受けることはなかったのである。それが新官としての処遇を受けることになるのは、それから一五〇年以上も経過した隆慶もしくは万暦の時代になってからのことであった。

13董勝が投降帰付したのも靖難の役最終局面でのことであり、揚州衛・高郵衛などの人々と同様、衛所官職自体は欽陞という形で昇級はされたが、新官グループに入れられることはなかったのである。それは14呉都保のケースも同じである。呉都保については13董勝と同じく『寧遠衛選簿』（『明朝檔案』第五五冊）四四四頁、呉天錫の条に、

呉佑、山後人、始祖呉九住、洪武三年軍に充てらる。年老にして高伯祖呉都保代役す。三十五年逃叛の千戸陳敏を縛縛するに功有り、広寧中護衛後所世襲百戸に陞せらる。永楽元年故す。

とあり、広寧中護衛百戸に陞進したのは、洪武三十五年（一四〇二）に逃叛の千戸陳敏を縛縛したからであった。以上の記述だけでは靖難の役時における呉都保の立ち位置が不明である。そこで、その子孫の世襲記事の中に優給記事がないか点検すると、まず五輩呉哲の項に、

成化二十二年九月、呉哲、年五歳、山後人。寧遠衛後所百戸呉芳の嫡長男に係る。父年二十八歳、瘋癩の疾を患い、本人をして優給し成化三十一年終に至りて支を住めんことを告ぐ。

とあり、瘋癩（精神疾患）の病にかかった寧遠衛百戸呉芳は嫡長男呉哲に職を譲り、成化二十二年（一四八六）の五歳時から同三十一年（弘治八年・一四九五）までは優給されることを請願している。優給終了時の呉哲の年齢は十四歳であったことになる。つぎに、七輩呉天錫の項に、

正徳十六年二月、呉天錫、年四歳、山後人。寧遠衛後所患疾世襲百戸呉佑の嫡長男に係り、全俸優給を欽与せられ、正徳二十六年終に至りて支を住む。

とあり、呉天錫は正徳十六年（一五二二）の四歳時から同二十六年（嘉靖十年・一五三一）まで寧遠衛百戸の全俸が優給されている。とういうことは呉天錫の優給終了年齢も十四歳である。この二件の優給記事から、14呉都保の子孫の優給においては終了年齢は十四歳、世襲年齢十五歳であったことが明白である。これによって、14呉都保が靖難の役時に燕王軍の一員ではなかったと断定できる。

以上、13董勝 14呉都保の事例のから明らかなように、靖難の役終息後の遼東への配置換えには、燕王拳兵時から燕王軍に加わった者以外に、洪武三十五年（一四〇二）になって投降帰付などによって燕王軍に加わった者も活用されたことが知られる。

### 移衛前の衛所

遼東の諸衛に配置転換されるまで所属していた衛所名を記している事例は、

○薊州衛 01 僧思改、02 李哈刺、09 忽刺歹、10 八郎

○通州衛 04 教均美、06 王敬、07 賽因不花

○永平衛 11 梁斌、21 王信、23 馬榮

○大興左衛 25 王寧

○徐州衛 13 董勝

○海州衛 16 何真

○定遼中衛 26 高得

の一四件であり、表二の事例件数のほぼ半分強にすぎない。その内訳をみると、一一件は北直隸所在の衛所に集中している。徐州衛は南直隸設置の衛所である。これに対して海州衛と定遼中衛は遼東所在の衛所である。遼東に配置転換される前に遼東都司下の衛所に所属していたということは、一体どのような事情によるのであろうか。

16 何真が所属した海州衛は遼陽城南一二〇里にあり、洪武九年（一三七六）に設置されている<sup>31</sup>。何真の軍歴については、『蘇州衛選簿』（『明朝檔案』第六一冊）七頁、何万鍾の条に、

何真、景陵県の人。父何応龍有り、甲辰年従軍し小旗に充てらる。洪武五年大同に征し、七年総旗に陞せらる。洪武十三年聞にて魚課を弁つ。十五年陳州衛前所百戸に除せらる。八月流官を授けらる。二十年復た海州衛前所流官百戸に除せらる。二十六年老疾もて替わらんことを告ぐ。真職を替る。三十三年海洋県にて副千戸に陞せらる。三十四年西水寨にて定遼中衛指揮僉事に陞せらる。三十五年京師を平定し、本衛指揮使に陞せらる。

とある。湖広の景陵県出身である何真が衛所官職に就いたのは、洪武二十六年（一三九三）のことで、海州衛百戸であった父何応龍が老疾を患ったからであった。何真は海州衛百戸を世襲すると、燕王が拳兵して二年目に入った同三十三年（一四〇〇）に海洋県での軍功で副千戸に陞進したというが、海洋県なる地名は存在しない。この地名は誤記であろう。同三十三年（一四〇〇）において燕王軍と建文政權軍とが衝突した場所は多いが、その中で海洋に字形が

最も相似しているのは滄州である。燕王軍がこの地で建文政權軍を撃破したのは、同年十一月のことであった。『太宗実録』奉天靖難事蹟、建文二年十一月甲子（四日）の条によると、

是より先、我軍滄州を破る。得る所の輜重・器械及び降將徐凱等は直沽の舟に移し、長芦より載せて北平に還る。

とあり、燕王軍が滄州を摧破した日時は記されていないが、燕王軍が滄州に到着し攻勢をかけたのは、同年十月二十八日のことと想定される<sup>32</sup>。換言すれば、何真は洪武三十三年（一四〇〇）十月二十八日の滄州における軍功をもって海州衛副千戸に陞進した可能性なしとはいえない。つまり、海洋は滄州の魯魚陶陰の謬りではないかとも考えられるが、ただ最大のネックは滄州は州であつて県ではないことである。

海洋県を滄州とみなすことに錯誤があるとしても、何真の所屬衛がこのとき遼東所在の海州衛であつたとはいへ、この時期、遼東において軍事活動に従つていたわけではない。それは前引『蘇州衛選簿』に、「三十四年西水寨にて定遼中衛指揮僉事に陞せらる。三十五年京師を平定し、本衛指揮使に陞せらる。」と記されているように、その翌洪武三十四年（一四〇一）には前述した保定府にある西水寨の攻囲作戦に、さらにその翌年には渡江して南京城攻撃にも参加しているからである。この間に定遼中衛指揮僉事に陞せられ、靖難の役が終わると指揮使に陞進した。この軍歴を勘案すると、何真は遼東遼陽に設置された海州衛の百戸であつたが、靖難の役が始まると燕王軍に参加して軍功を重ねたことが知られる。洪武三十四年（一四〇一）段階で指揮僉事として定遼中衛に起用されたのは、靖難の役終息後を見据えてのことであり、この時点でただちに定遼中衛に赴任したわけではない。定遼諸衛が建文政權軍側に付いていたことは、朝鮮王朝の定宗と権近等との経筵の席上での会話からも明白であり<sup>33</sup>、燕王は定遼諸衛に將士を送り込み、遼東都司支配下の衛所の取り込みを図る必要性があつた。戦中にかかる衛所官人事を行っていることは、同三十四年（一四〇一）段階ですでに靖難の役の勝利を確信していたということであらう。

戦後の遼東経営を見据えての、このような戦中の衛所官人事は、この16何真の事例だけではない。26高得の事例も

それに該当する。26 高得については、『南京錦衣衛選簿』（『明朝档案』卷七三冊）七七頁、高寿の条に、

高得、復州の人。父高員有り、洪武四年小旗、十六年老し、（高得）代役す。三十三年永平にて帰順し、総旗に陞せらる。三十四年西水寨にて定遼中衛左所百戸に陞せらる。三十五年京師を平定し、蓋州衛左所副千戸に陞せらる。

とある。遼陽の南に位置する復州は明代になると州県が廃止されて、当地には洪武十四年（一三八一）九月復州衛が置かれた<sup>34</sup>。所属衛所の記述に欠けるので、高得の所属がこの復州衛であったかどうかは不明であるが、同三十三年（一四〇〇）に永平城で帰順するまで遼東のいずれからの衛所に属していたことは明白である。遼東諸衛で編制された遼東軍の永平城攻撃は複数回あり、当年にも攻囲したが、劉江率いる燕王軍に大敗し撤退している。高得の「三十三年永平帰順」という八文字は、このときのことを指しているとみて謬りないであろう。それまで遼東軍の一員であった高得は、永平で帰順すると、その翌年燕王軍の西水寨攻囲に参加して定遼中衛百戸に陞進し、同三十五年（一四〇二）南京が陥落すると、蓋州衛副千戸に陞進している。

『遼東志』卷一、地理志、沿革によると、蓋州衛は、遼陽城の南二四一里にあり、洪武九年（一三七六）に設置されている。出身地を遼陽の復州とする高得は、定遼中衛からこの蓋州衛に配置転換されたのである。おそらく定遼中衛には一度も着任せず、蓋州衛に赴任したものと思われる。

### 移衛後の衛所

表二によると、永楽帝の衛所官配転策による移衛後の衛所は多岐にわたっている。移衛前の所属衛所と移転後との関係をみるために、その対応関係を探ると表三になる。表三の縦軸は移衛以前の、横軸は移衛後の衛所である。

【表三】

東寧衛	01	薊州衛	通州衛	永平衛	大興左衛	徐州衛	海州衛	定遼中衛	衛名不詳
廣寧左衛									
廣寧前屯衛	02				25				12
廣寧左屯衛									
廣寧中屯衛				21					
廣寧中護衛									
定遼中衛									
定遼前衛		09							
定遼後衛		10							
定遼左衛			06						
定遼右衛									
復州衛									
蓋州衛				11					
金州衛									17
瀋陽中衛									15
									05
									08
									03
									14
									18
									16
									13
									27
									20
									19
									22
									24

表三の限られた事例からいえば、靖難の役後に行われた燕王軍の遼東への配転においてその移衛先となったのは、広寧諸衛・定遼諸衛・蓋州衛に集中している。広寧は現在の遼寧省錦州市にあたり、定遼諸衛の置かれた遼陽は遼陽市で、蓋州衛の置かれた蓋州は營口市蓋県にあたる<sup>35)</sup>。配転に関して、表三から一定程度の傾向を看取しようとするれば、それらの移衛先は燕王の拳兵によって遼王が南京に帰還するまでの間遼王府の置かれていた広寧、明代遼東都司の所在地であった遼陽、遼寧省の中南部に位置する蓋州を中心とし、さらにその周辺の衛所にも燕王軍が送り込まれたといえる。



### 職官の昇降

明代の遼東は罪人が謫戍される場所であったことでも有名であった。たとえば『太祖実録』洪武二十年七月丙戌（七日）の条に、「詔して凡そ罪有る軍官の遼東に戍せらるる者は悉く京師に赴かしむ」とあるように遼東謫戍の事案は許多であった。景泰二年（一四五二）の進士であった張鵬も天順元年（一四五七）に当時奪門功臣として権力を握つて政治を壟断した石亨・曹吉祥を弾劾したため遼東に謫戍されたように<sup>36)</sup>、文官・軍官を問わず遼東には謫戍された。

永楽帝が靖難の役終息直後に燕王軍を一部割いて遼東諸衛に配置転換したのは、そのような流罪とは全く無関係のことであった。したがって、表四によって窺見されるように職官の降下は全くなく、基本的には陞進して遼東諸衛に移衛しているのである。表四の縦軸は遼東配転以前の、横軸は配転後の職官である。

【表四】

	指揮使	指揮同知	指揮僉事	正千戸	副千戸	百戸	試百戸	総旗	軍
指揮使									
指揮同知			25	15	23				
指揮僉事				17					
正千戸					11				
副千戸						21			
百戸						26			
							01	24	02
								18	08
								06	03
								19	12
								07	05
								27	09
								10	04
									14

「基本的に陸進」と述べたのは、25王寧の事例のように、大興左衛から広寧左衛に配転されているが、職官は指揮僉事のままで陸進はなかった事例もあるからである。それ以外の二六事例はいずれも陸進をともなっている。職階上の陸進の度合いをみると、突出した陸進は余りない。なるほど、16何真の場合、海州衛百戸から一気に定遼指揮使に陸進したような印象を与える。しかしながら、何真は老疾を患った父何応龍から海州衛百戸を世襲すると燕王が萃兵して二年目に入った洪武三十三年（一四〇〇）に海洋県（滄州？）での軍功で副千戸に陸進し、さらに同三十四年（一四〇一）段階では指揮僉事として定遼中衛に起用されているから、靖難の役後の定遼中衛指揮使への陸進は戦中の累進を踏まえてのことであった。

遼東諸衛へ配転された人々の職階上の陸進の度合いという観点から表四をみると、

- a 指揮僉事↓指揮同知 15・23
- b 正千戸↓（指揮僉事）↓指揮同知 17
- c 副千戸↓（正千戸）↓指揮僉事 11
- d 百戸↓（副千戸）↓正千戸 20・22
- e 試百戸↓（百戸）↓正千戸 03・05・06・07・08・12・18・19・24
- f 百戸↓副千戸 21・26
- g 試百戸↓（百戸）↓副千戸 01
- h 総旗↓（試百戸）↓（百戸）↓副千戸 02・04・09・10・27
- i 試百戸↓百戸 13
- j 軍↓（小旗）↓（総旗）↓（試百戸）↓百戸 14

と整理できる。陸進の過程は一定ではないことが窺われる。職階を飛び越して官位が上がることを超遷、あるいは越階というが、それが大半であったようである。上記のa～jの中で越階された職官は（）内に示したが、bの17楊春の事例でいえば、楊春は指揮僉事を経ずに正千戸から指揮同知に陸進したことを示している。そうした越階を含め

て陸進状況を見ると、

a 指揮僉事↓指揮同知 15・23

f 百戸↓副千戸 21・26

i 試百戸↓百戸 13

\* \* \*

b 正千戸↓(指揮僉事)↓指揮同知 17

c 副千戸↓(正千戸)↓指揮僉事 11

d 百戸↓(副千戸)↓正千戸 20・22

e 試百戸↓(百戸)↓正千戸 03・05・06・07・08・12・18・19・24

g 試百戸↓(百戸)↓副千戸 01

\* \* \*

h 総旗↓(試百戸)↓(百戸)↓副千戸 02・04・09・10・27

\* \* \*

j 軍↓(小旗)↓(総旗)↓(試百戸)↓百戸 14

のごとくであり、a・f・iは職階上の次の上級職官に陸進であるが、b・c・d・e・gは一級分、hは二級分、jは三級分を越階している。概括的にいえば、靖難の役終息前に身分が低かった者ほど越階の度合いが高い傾向にあったといえる。

燕王は洪武三十五年(一四〇二)秋七月一日に、南郊において天地に即位の報告をなし祝文を捧げているが、その祝文には「宜しく速やかに功を論じて陞賞し以て前勞に酬うべし」という文言がある(37)。その陞賞が実現したのは、それから一ヶ月余り経た後の八月十五日のことであった。それは「太祖高皇帝陞賞条例」を参酌して礼部が作成した「陞賞条例」に基づいて実行された(38)。燕王軍から抽出され遼東諸衛に配転された衛所官軍の陞進も、この「陞賞条

例」に基づいてのことであった。

### 三 遼東——反燕王からの転回

#### (1) 女真人招諭

さきにふれたように、遼東都司所属衛所の將兵を抽出して編制された遼東軍は、靖難の役期に北平周辺に位置する永平城・通州城・直沽・保定城等に侵攻してきた。それらの都市を守備する燕王軍は城内からたびたび出撃して遼東軍と激闘を繰り返して、遼東軍を撃退した。遼東軍が入関して行った侵攻包围は靖難の役の戦局を好転させるほどの軍事的効果を生むことはなかったが、靖難の役が終息し、永楽帝の新政が始まると、燕王軍の中から將兵が一部選用されて、遼東都司とその隷下の衛所群を取り込むために送り込まれた。その遼東取り込み政策は、単に遼東の軍事力に限局されるものではなく女真人をも視野に入れたものであった。永楽帝が即位早々盛んに四方を招諭したとき、遼東女真の地にも招諭の使者を出したことや海西方面の経略、奴兒干地方の経営、建州の経略などについては、すでに和田清氏が『明実録』や『朝鮮王朝実録』収録の関係史料を駆使して詳述されている<sup>(39)</sup>。本節においては、それに屋上屋を架することは避けて、和田氏の研究では参看されていない『三万衛選簿』(『明朝档案』第五五冊)を手がかりに、若干補足することにした。

諸国・諸民族に朝貢を促す、あるいは敵対勢力の投降を促すことを招諭、それを行う人を招諭使というが、その招諭はたとえば、『太宗実録』洪武三十五年九月乙未(十五日)の条に、「使を遣わし詔を齎し兀良哈の大小頭目を撫諭せしむ。」とあるように、撫諭と同様に詔(勅)をともなつてのことであった。すでに和田氏が既述されたように、永楽帝は遼東統治に乗り出すと、盛んに「齎詔招諭」をさせている。その詔を奉じて招諭した結果、多くの女真人が赴京することになる。招諭した人々と招諭を受けて赴京した人々の事例は、『三万衛選簿』に散見する。

三万衛は最初、黒竜江省の南部を流れる松花江の支流牡丹江の西の領域に置かれたが<sup>(40)</sup>、糧餉輸送が困難なため

に、洪武二十一年（一三八八）三月に開原に移設された<sup>41</sup>。以下においては、永樂の初期に招諭した人々とそれを受け赴京した人々とに分けて、『三万衛選簿』にみえる事例を紹介することとする。なお、人名に付した（ ）内の数字は『三万衛選簿』中の掲載頁である。

#### 招諭した人々

1. 佟答剌哈（一三八頁） 女直人。永樂元年（一四〇三）招諭したことで小旗に、同三年（一四〇五）にも招諭して、四年（一四〇六）総旗に陞進した。また黒勒苦での招諭で都指揮僉事に陞進し、宣徳元年（一四二六）奴兒干に公幹し都指揮同知に陞進した。
2. 王平住（一四九頁） 女直人。永樂元年（一四〇三）帰付、その年に黒竜江において招諭の功あり、同二年（一四〇四）遼東三万衛左所正千戸に陞進、同九年（一四一一）奴兒干の衙門開設に際して指揮僉事に陞進した。
3. 董弼（一五六頁） 女直人（後南京の人と称す）。父董奴割は洪武十四年（一三八一）帰付進貢し南京の副千戸に除せらる。同二十一年（一三八八）金山一迷河に征し三万衛正千戸に陞進、ついで没故したため、嫡長男の董弼が三万衛正千戸を世襲したが、永樂元年（一四〇三）罪を犯し三ヶ月俸給が止められた。永樂二年（一四〇四）哈刺温方面に差遣されて招諭し回還すると指揮僉事に陞進した。同八年（一四一〇）には遼北征進の功で指揮同知に陞進した。
4. 馬兀良哈（一八七頁） 建州の人。洪武二十一年（一三八八）帰付、同二十九年（一三九六）総旗に充てられた。永樂元年（一四〇三）野人頭目を招諭し百戸に陞進し、同八年（一四一〇）万戸を招諭し三万衛中所副千戸に陞進した。
5. 王仲受（一九七頁） 当塗県の人。洪武二十三年（一三九〇）三万衛の軍に充てられる。永樂九年（一四一一）撫諭に功有り、同十三年（一四一五）小旗に陞進、同十五年（一四一七）奴兒干招諭をもって総旗に陞進した。
6. 高平（一九八頁） 女直人。父合石列阿は洪武十二年（一三七九）帰付、同十七年（一三八四）小旗、同二十二

年（一三八九）百戸、同二十三年（一三九〇）三万衛百戸となる。嫡長男高平がその後を襲ぎ、永楽元年（一四〇三）招諭の功有り、同二年（一四〇四）副千戸に陞進、同三年（一四〇五）招諭の功有り、同四年（一四〇六）正千戸に陞進した。

7. 白撒里（二七二頁）海西女直人。洪武二年（一三六九）帰付、同二十九年（一三九六）土軍に充てられ、永楽三年（一四〇五）不刺花等処において招諭し、同四年（一四〇六）小旗に陞進、同八年（一四一〇）奴児干招諭で同十年（一四一二）総旗に陞進した。

以上の七件は永楽元年（一四〇三）から同十年（一四一二）までに限定してのその間の招諭事例である。『三万衛選簿』の諸事例は許多あつた「奉命招諭」のごく一部にすぎない。ここにはそれぞれ個人の軍歴の一部として記されているが、その招諭は個人単位で行われたものではなかつた。招諭が個人単位ではなかつたことは、たとえば、1. 荅刺哈について、『全遼志』卷六、外志、外夷衛所、奴児干都司の条の、

永楽九年春、復た中使を遣わして官軍を率い、巨船に駕して其の地に至り、其の人の来付せし者に爵賞し、都司を設け、都指揮三員康旺・佟答刺哈・王肇州は以て之を鎮撫す。間歳相い沿うて軍を領し、朝貢往還の比めに護送すること、率ね以て常と為す。

という記述によつて明白である。佟答刺哈がその姓名・官職からみて1. 荅刺哈と同一人物であることは疑いない。この記事には永楽九年（一四一一）の奴児干招諭において全軍を率いて出向いた中使の姓名が記されていないが、これが亦失哈であつたことは碑文などによつて明白である。亦失哈の奴児干招諭に関する碑は二基あつて、一基は永楽十一年（一四一三）九月の日付をもち、もう一基は宣徳八年（一四三三）季春朔の日付をもつ。前者は「勅修奴児干永寧寺碑」、後者は「重建永寧寺碑」である。この二つの碑文は明初期の奥満州経略に関する貴重な史料で、その全文が内藤虎次郎『読史叢録』（弘文堂書房、一九六九年、後『内藤湖南全集』第七卷、筑摩書房、一九七二年に採録）、

羅福頤『滿洲金石志』卷六（滿日文化協会、康德四年）、南滿洲鐵道株式会社鉄調査部編・刊『滿洲金石志稿』第二冊（一九二九年）、愛新覺羅烏拉春『明代の女真人——『女真訳語』から『永寧寺記碑』へ』（京都大学学術出版会、二〇〇九年）などに収録されていることはよく知られている。長年にわたって風雪にさらされてきたため欠字が多いが、そのうち最も欠字が少ない『滿洲金石志稿』に依拠して「勅修奴兒干永寧寺碑」の一節を引用すると、

永樂九年春、特に内官亦失哈等を遣わし、官軍一千余人・巨船二十五艘を率いて復た其の国に至り、奴兒干都司を開設せしむ。

とあり、永樂九年（一四一一）における亦失哈等の奴兒干招撫は、「官軍一千余人・巨船二十五艘」という大規模な軍隊編制であつことが知られる。無論、この奴兒干招撫団は遼東の諸衛を中心に編制されたものであつたことは、『太宗実録』永樂十年十月庚申（八日）の条に、

遼海衛指揮王謹等百六十六人、命を奉じて奴兒干を招諭して還る。鈔幣表裏を賜ふこと差有り。招く所の野人女直付羊古等、悉く督罕河衛指揮千戸等の官を授けられ、遼東開原に居らんことを願ふを言う者有り。之に従い、例に循い給賜せしむ。

とあるのをみれば了解される。このとき遼海衛一衛だけで一六〇名を越す衛所官軍が亦失哈の奴兒干招諭に動員されている。

遼海衛のケースを踏まえて上記1.、7.の事例をみると、招諭時の武官職が上は指揮クラス、下は総旗・小旗とバラバラであるのは、一つの招諭団が衛所の職階に従つて行軍組織と同じように編制されたからであつた。その招諭団が各衛から抽出し編制されるときには、すでに洪武年間に帰付して当該衛の衛所官軍になつていた遼東の人や女真

人などのもともと満州土着の住民と関わり深い人々を主体に選抜されたことが看取される。

### 招諭を受けて赴京した人々

以上に述べたように、永楽帝は、靖難の役終息後、燕王軍から將兵を一部選抜して遼東に送り込むと、遼東諸衛を橋頭堡にして女真招諭に乗り出したのであった。永楽元年（一四〇三）以降女真人の来朝が頻繁となってくるが、女真招諭が奏功しはじめたことがそのような結果を生んだのである。『太宗実録』にみえる来朝の始見記事は、永楽元年五月乙未（十九日）の条の、

女直野人頭目買里的・平住等二十九人来朝し、之に鈔幣を賜う。

である。この記事には来朝した買里的・平住等のその後の動静については何らふれるところはないが、女真人が来朝した後の処遇は大別するとつぎの二種にまとめられる。一つはたとえば、女直野人頭目阿哈出等が同年十一月に来朝したときのことであるが、同右書、永楽元年十一月辛丑（二十七日）の条に、

女直野人頭目阿哈出等来朝するや、建州衛軍民指揮使司を設け、阿哈出を以て指揮使と為し、余は千百戸所鎮撫と為し、誥印冠帶襲衣及び鈔幣を賜うこと差有り。

とあるように、永楽帝は女真人の地に積極的に設衛し、官職と誥印・冠帶・襲衣・鈔幣などを賜与して現住地に帰還させた。ついで同年翌十二月には忽刺温等処の女直野人頭目西陽哈・鎖失哈等が来朝すると兀者衛を創置し西陽哈に指揮使を、鎖失哈に指揮同知を、吉里納等六人に指揮僉事を授職し、その他の人々にはそれぞれ衛鎮撫・千戸・百戸・所鎮撫の職官を与え、それに加えて誥印・冠帶び襲衣および鈔幣を賜与している<sup>(4)</sup>。



こうした来朝にともなう「羈縻衛所の創置↓官職などの賜与↓設衛の羈縻衛所へ回還」というケースは、女真人の来朝時における処遇の一つのパターンとなった。その結果、永楽年間に設置された女真の衛は一八二に上った<sup>(43)</sup>。その後の来朝には当該衛所の職官職を帯びてのこととなり、『太宗実録』にその事例が枚挙に暇ないほど夥しくみえる。

それに対してもう一つは、来朝したあと帰還せず、中国に帰付定住する事例である。その始見は、同右書、永楽三年八月辛巳（十八日）の条の、

苦温都魯河韃靼頭目乞列門、人を遣わして帰付せんとす。

という記事である。ただこのときは明朝の許可を得て帰付が実現したかどうかは不明である。というのは、同右書、永楽四年秋七月己酉（二十二日）の条に、

苦因温都魯河因只河兀者揆野欽真河哈流温河等処の女直野人頭目乞列門・者里不花・木禿荅蘭等百一十人來朝貢馬し鈔幣襲衣を賜う。

という記事があり、その一年後に乞列門は来朝貢馬しているからである。

帰付の諸事例が『太宗実録』にみえるようになるのは、京師に留居することを希望する女真人を收容するため、その受け皿として遼東に安樂州・自在州が設置されることになってからのことである。その設置命令は、同右書、永楽六年四月乙酉（七日）の条に、

上、兵部の臣に謂いて曰く、朕の即位以來、東北諸胡の来朝する者、京師に留居せんことを願うこと多し。南方

は炎熱なるを以て特に命じて開原に快活・自在二城を置き之に居らしめ、部落をして自ら相い統属し各ぞれ生聚を安らかしむ。

とみえる。京師南京に居留したいと願う者が多いが、南方は炎熱な気候にはなじめないであろうと遼東開原の地に快活城と自在城を設置して、そこで願居者を出身部落ごとに編成して安居させたのである。さらにその翌五月六日には、自在・快活二城に自在・安楽の二州を置き、それぞれの州に知州一員・吏目一員を置くことが決定した。自在州は後に遼陽城に移設されるが<sup>(4)</sup>、自在・安楽の二州はいずれも最初開原城内に設置されたのであった。

永楽帝は兵部の臣下に対して、「朕の即位以來、東北諸胡の來朝する者、京師に留居せんことを願うこと多し」と謂っているので、これ以前より來朝した女真人がそのまま京師南京に寄住することを願う者が多くいたことが知られる。しかしながら、それに関わる永楽六年（一四〇八）以前の諸事例は、『太宗実録』には著録されていない。遼東への願留事例の最初は、既述の永楽帝が兵部の臣下に述べた三日後にあたる同年同月戊子（十日）の条に、

兀者右等衛指揮使千百戸賈你等奏して、遼東三万等衛に居ることを願う。之に従い、鈔幣・襲衣・鞍馬・其の居室の什器・薪米・牛羊を賜い、所在官司に命じて之に給せしむ。自後辺衛に居ることを願う者の賜予は此の例に准ず。

とあり、許可された事例が収録されている。

『太宗実録』にはこれ以後の遼東願居の事例が時折収録されているが、そのときに賜与されたものは、「賜与如例」や「給賜如例」などの簡単な文で片付けられている。無論これは永楽六年（一四〇八）夏四月十日における兀者右等衛指揮使千百戸賈你等の願居のときの賜与が前例として適用されたのである。

以上のような遼東願居者に関する『太宗実録』の関係記事において全くふれていないことが一つある。それは賜与

の対象物についてである。兀者右等衛指揮使千百戸賈你等に対する賜与では、単に鈔幣・襲衣・鞍馬など物質面のみが記されているのにすぎない。

ところが、きわめて稀有な事例であるが、同右書、永樂八年九月丁卯（三日）の条には、

古路慶の地の女直頭目不里哈等来朝し、千百戸の職を授けらる。不里哈等、東寧衛に居住せんことを乞う。之に従い、賜予は例の如くす。

とあり、衛所官職が与えられ東寧衛への居住を願って許されている。結果として不里哈等は東寧衛の千戸や百戸となつたのである。

既述のように、女真人の通常の来朝においては「羈縻衛所の創置↓官職等の賜与↓設備の羈縻衛所に回還」というパターンを経たが、不里哈等の事例をみると遼東への居住を願う者に対しても衛所官職が与えられ、所属を希望する場所に安居されたとみるべきであろう。この問題は遼東への願居者が居住に際してどのような身分（官職）で処遇されたのかということの解明にも繋がる。それを分析する上で好個の史料は、さきに引用した『三万衛選簿』である。

そこで、以下においては、『三万衛選簿』にみえる赴京後の遼東住坐告願の事例を抽出し、それらの女真人に授職された官職、所属衛所、住坐先などを検証しよう。なお、人名に付した（ ）内の数字は前述の「招諭した人々」のケースと同様に『三万衛選簿』中の掲載頁である。

- ① 康阿刺孫（一三七頁） 海西女直頭目。永樂九年（一四一一）赴京進貢、指揮同知を授けられ自在州住坐遼海衛帶俸を告願す。
- ② 阿刺孫（一四二頁） 奴兒干頭目。永樂九年（一四一一）招諭赴京、指揮同知を除授され、安樂州住坐三万衛帶俸を告願す。

- ③ 歹羊荅（一四四頁） 安樂州の人。永樂八年（一四一〇）招諭赴京、指揮僉事を欽陞される。同十一年（一四一一

- 三) 自在州住坐・三万衛帶棒を告願す<sup>(45)</sup>。
- ④ 荅刺(一四五頁) 亦馬刺衛女直頭目。永樂二年(一四〇四) 赴京朝貢、指揮僉事を授けられ、安樂州住坐三万衛帶棒を告願す。
- ⑤ 阿刺孫(一四六頁) 奴兒干の人。永樂九年(一四一一) 赴京、指揮同知に除せられ、安樂州住坐・三万衛帶棒となる。
- ⑥ 阿卜(一四七頁) 海西衛野人。永樂十三年(一四一五) 赴京、本衛指揮僉事を除授され、安樂州住坐・三万衛帶棒を告願す。
- ⑦ 乞猛奇(一六二頁) 女直頭目。永樂十年(一四一二) 朝見、兀者衛指揮同知に除せられ、自在州住坐・遼海衛帶棒となる。
- ⑧ 也可木(一七一頁) 海西撒刺兒衛女直人。永樂八年(一四一〇) 赴京、指揮僉事に除せられ、安樂州住坐・三万衛帶棒を告願す。
- ⑨ 賽因不花(一九二頁) 建州左衛女直人。永樂十二年(一四一四) 赴京、本衛指揮僉事に除授され、安樂州住坐・三万衛帶棒を告願す。
- ⑩ 兀嘗哈(二二二頁) 亦倫河衛野人頭目。永樂八年(一四一〇) 保送赴京、兀魯哈山衛正千戸に除せられ、安樂州住坐・三万衛帶棒を告願す。
- ⑪ 兀丁奇(二二二頁) 女直人。永樂十年(一四一二) 赴京朝貢、指揮僉事に除せられ、安樂州住坐・三万衛帶棒を告願す。
- ⑫ 阿囊哈(二二五頁) 女直人。永樂九年(一四一一) 婦付赴京、指揮僉事に除せられ、安樂州住・遼海衛帶棒となる。
- ⑬ 虎魯罕(二二五頁) 女直頭目。永樂十二年(一四一四) 招諭赴京、指揮僉事に除せられ、自在州住坐・遼海衛帶棒を告進す。

⑭ 玉禿山（二一七頁） 女直人。永樂九年（一四一一）招諭赴京、副千戸に除せられ、自在州住坐・遼海衛帶俸となる。

以上は『三万衛選簿』にみえる永樂年間における女真人赴京願居の事例である。

これらの諸事例はいずれも「赴京↓衛所官職の除授↓住坐・帶俸の告願↓告準」の経過を辿っている。除授された衛所職は、

指揮同知 ①・②・⑤・⑦

指揮僉事 ③・④・⑥・⑧・⑨・⑪・⑫・⑬

正千戸 ⑩

副千戸 ⑭

という内訳になる。事例数がわずか一四例ということも勘案しても、永樂年間に招諭赴京して遼東居住を告願した女真人に対して除授された衛所官職が上は指揮同知、下は副千戸といずれも官品を有するものであったは注目される。その後からは居住を希望した州と衛所において、除授された衛所官職に対応する俸禄が与えられ、生活の保障を受けたといえる。

居住州と帶俸衛所との関係は、

A 安樂州——三万衛 ②・④・⑤・⑥・⑧・⑨・⑩・⑪

B 安樂州——遼海衛 ⑫

C 自在州——三万衛 ③

D 自在州——遼海衛 ①・⑦・⑬・⑭

となる。これを見ると、安樂州も自在州も三万衛帶俸者・遼海衛帶俸双方の居住州であって、安樂州は三万衛の帶俸者に、自在州は遼海衛の帶俸者というように固定したものではなかった。

以上のような三万衛帶俸者も含めた三万衛所属の女真人について、奇文瑛氏はA「論明朝内遷女真安置政策——以

安樂州、自在州為例——」(『中央民族大学学报(哲学社会科学版)』二〇〇二年第二期、二〇〇二年)、B「明代、安樂州住坐三万衛帶俸、官考」(『燕京学报』新二〇期、二〇〇六年)、C「論『三万衛選簿』中的軍籍女真」(『学習与探索』二〇〇七年第五期、二〇〇七年)などの論考において考察されている<sup>46</sup>。奇氏の見解をまとめると、洪武年間に来帰して三万衛の武官となった女真是軍籍に属したが、永樂以後には三万衛に属した女真の多くは「達官」と呼ばれ、必ずしも軍人の職責は担っていないかった。安樂州・自在州には来帰女真と「達官」女真が暮らしていた、とする。

かかる奇氏の所論はおおむね首肯できるが、ただ永樂以後に招諭をうけて赴京し、三万衛や遼海衛に所属した女真人の職責に関しては若干疑念が抱かれる。奇氏はB論文の結論において、

三万衛帶俸達官問題、也涉及明代衛所制度。明朝都司衛所有武官帶俸之制。拋《明会典》…凡帶俸官、俱不許管軍管事、是只領俸祿的閑職。

と述べ、「是れは只だ俸祿だけを領める閑職」と解釈されているが(九二頁)、帶俸官に関する記述は、万曆『大明会典』卷一一九、兵部二、武選清吏司、銓選、考選にみえる、

凡考選禁例。弘治十三年申明、軍職五年考選有營求囑託者、指名黜退、永令帶俸。其不得与選、生事教唆陷害已選官員者、問罪。不分官軍、俱調边境帶俸食糧差操。凡帶俸官、俱不許管軍管事○嘉靖九年題准、考選之後。或以已名、或主使人、羅織生事、投詞者。在京聽兵部、在外聽撫按官、參究。照例調發辺地衛。

という原史料記中から「凡帶俸官、俱不許管軍管事」の文言だけを切り取って引用されたものである。この記述全体は軍職者の考選において、「囑託を營求した者」、「生事教唆陷害するも已に選ばれし官員」を考選の対象から排除し帶俸とすると述べたもので、帶俸官に関する独立条項ではない。したがって、この帶俸官の部分は軍職一般につ

いて述べたものとはいえない。

上記の『大明会典』の中に「生事教唆陷害するも已に官員に選ばれし者は罪を問ひ、官軍を分たず、俱に辺境に調し食糧を帯俸し差操せしむ」とあるが、帯俸と差操とは、たとえば『大明律例』名例律、卷第一、軍官有犯、門刑条例に、

一、在京在外の大小軍職、見任を問せられ帯俸差操の者は俱に管軍管事するを許さず。

とみえるように、帯俸と差操とは連動している場合が多い。『明史』卷七六職官志五、各衛によると、

出哨、入衛、戍守、軍器の諸雜務は見任管事すと曰い、任事入隊せざるは帯俸差操と曰う。

とある。このように事例をみてくると、帯俸官は「管軍管事」はしないが、差操すなわち差使、差遣には起用されることはあり、奇氏の所謂「是只領俸禄の閑職」は妥当でない。したがって、「三万衛に属した女真の多くは「達官」と呼ばれ、必ずしも軍人の職責は担っていないかった」とする奇氏の見解にはただちに從えない。なぜならば、上記の『三万衛選簿』中の一四事例の女真人帯俸者の陞進と軍功とは密接な関係にあることが明白であるからである。一四事例の女真人とその世襲者の陞進と軍功との関係をみると、以下のようになる。

① 康阿刺孫（一三七頁）

二輩康三官保 正統十四年（一四四九）鵝鴿嘴の功有り指揮使に陞進、景泰元年（一四五〇）瞭高山にて功有り都指揮僉事に陞進

八輩康永清 嘉靖二十（一五四一）年遼河にて部下首六顆を斬り都指揮僉事に陞進

② 阿刺孫（一四二頁）

靖難の役後の遼東と燕王軍（川越）

- 一輩阿刺孫 景泰元年（一四五〇）瞭高山にて賊を殺し指揮使に陞進
- ③ 歹羊荅（一四四頁）  
 二輩速苦 景泰元年（一四五〇）瞭高山にて真つ先に対敵し斬首の功有り指揮同知に陞進、本年八里庄にて功有り指揮使に陞進
- 五輩傅錦 嘉靖六年（一五二七）松山堡等処にて首一顆を斬り都指揮僉事に陞進、同三十九年（一五六〇）腰站にて陣亡
- ④ 荅刺（一四五頁）  
 二輩阿里 龜兒山にて賊を殺して功一級を獲て指揮同知に陞進、瞭高山にて賊を殺し功一級を獲て指揮使に陞進
- ⑤ 阿刺孫（一四六頁）  
 一輩阿刺孫 景泰元年（一四五〇）瞭高山等処にて節次斬賊の功有り指揮同知に陞進
- ⑥ 阿卜（一四七頁）  
 二輩撒升哈 景泰元年（一四五〇）龜兒山等処にて節次斬賊の功有り指揮同知に陞進
- ⑦ 乞猛奇（一六二頁）  
 四輩李盤 嘉靖七年（一五二八）柒河にて首一顆を斬の功有り指揮同知に陞進
- ⑧ 也可木（一七一頁）  
 一輩也可木 景泰元年（一四五〇）瞭高山にて賊を殺すの功有り指揮同知に陞進
- ⑨ 賽因不花（一九二頁）  
 五輩伊朝勳 嘉靖四十年（一五六二）領兵の部下を把総し功を獲るを以て署都指揮僉事に陞進  
 六輩伊添爵 万曆十一年（一五八三）古勒寨地方にて首一顆を斬の功有り都指揮僉事に陞進
- ⑩ 兀嘗哈（二一二頁）  
 特記なし



⑪ 兀丁奇 (二二二頁)

特記なし

⑫ 阿囊哈 (二一五頁)

四輩馬愷 嘉靖三十九年 (一五六〇) 横頭河兒地方にて賊と対敵し陣亡

⑬ 虎魯罕 (二一五頁)

二輩蒼奄出 景泰元年 (一四五〇) 瞭高山にて真つ先に賊を殺すの功有り指揮同知に陞進

⑭ 玉禿山 (二一七頁)

二輩趙原奴 景泰元年 (一四五〇) 瞭高山にて賊を殺すの功有り、本年亀兒山にて賊を殺すの功有り、勘合を奉じて二次の功を開陞せられ正千戸に重陞

以上の一四事例中⑩兀嘗哈と⑪兀丁奇とを除くと、いずれの事例においても戦歴が記されている。しかもその折りの軍功によって陞進している。ちなみに、その戦歴を編年順に並べると、

正統十四年 (一四四九) 鵝鶻嘴・・・・①

景泰元年 (一四五〇) 瞭高山・・・・①②③④⑤⑧⑬⑭

同上 亀兒山等処・・・・④⑥

同上 八里庄・・・・③

嘉靖六年 (一五二七) 松山堡等処・・・・③

嘉靖七年 (一五二八) 柒河・・・・⑦

嘉靖二十年 (一五四一) 遼河・・・・①

嘉靖三十九年 (一五六〇) 横頭河兒地方・・・・⑫

同上 腰站・・・・③

万曆十一年 (一五八三) 古勒寨地方・・・・⑨

靖難の役後の遼東と燕王軍 (川越)

となる。これらの会戦地の中で柒河と横頭児児地方の所在が今のところ確認できていないけれども、それ以外の鶉鶉嘴、瞭高山、亀兎山等処、八里庄、松山堡等処、遼河、腰站、古勒寨地方は河川名も含めていずれも遼東の地名である(47)。これらの会戦地での戦歴とそれによる陞進という事実を踏まえると、永楽初年以後赴京して遼東居住を告願し、それが許可された女真人は、自在州もしくは安樂州に住坐し、授受された遼海衛もしくは三万衛の衛所官職に対応する俸禄を得ていた。それを帯俸と呼称しているが、実質的には奇文瑛氏の所謂「是只領俸禄的閑職」ではなく、かれらは遼海衛・三万衛の重要な戦力であった。

## (2) 永楽八年の役

周知のように、元朝は洪武元年(一三六八)明軍に中国から追われてモンゴル高原に退いた。しかし順帝の崩御後もその王子達はなお大元の皇帝を称して、帝国の維持に努めた。瓦解した王朝の皇帝と皇太子がそのまま避難して宮廷を温存した事例は、中国の歴史上唯一のことであった。この時点で、北元の勢力は満州より中央アジアまでを押さえて、江南と華北を制覇したにすぎない明朝を取り囲むようにして明朝と南北に対峙していた。

ところが満州を押さえていたナガチュ(納哈出)が明軍に征せられたので、トグス・テムル(脱古思帖木児)が救援のためにブイル・ノール方面にあったとき明の将藍玉に急襲されて大敗を喫し西走の途中、トラ河畔で叛臣イエスデルのために殺された。洪武二十一年(一三八八)のことである。これによって、北元は壊滅し、クビライ裔の皇統は一時的に断絶した。

混乱期に陥ったモンゴルに復興の機会を与えることになったのは、足かけ四年に及んで中国を混乱させた靖難の役である。この前後にモンゴルの情勢は大きく変容した。モンゴル高原はその中央にゴビ砂漠が東北から西北に走り、東モンゴルと西モンゴルに分別される。その東モンゴルには北元系統のタタル(韃靼)が、西モンゴルには新興のオイラト(瓦剌)が勢力を張り、二つの対立勢力が並存していた。タタルのハーンはサマルカンドのチムールのもとに身を寄せていたブンヤシリ(本雅失里)である。チムール亡き後帰国し、アルクタイ(阿魯台)に推戴されたプ

ンヤシリは、明の招撫に従わず、永楽七年（一四〇九）、ケルレン川において淇国公丘福が率いる明軍を破った。それは同年の八月十五日のことであった<sup>(48)</sup>。翌九月五日には敗残の兵が多く北京に辿り着き、明軍敗北の様子をこもごも具体的に報告した。それを聞いた永楽帝は丘福の不甲斐なさを嘆いた<sup>(49)</sup>。

永楽帝が親征軍を起こそうと決意したのは、丘福軍のこの大敗によつてであった。永楽帝の親征は前後五回にわたつて漠北に親征し三度北虜を破つたことを「五出三犁<sup>（れい）</sup>」と呼称されるが、その最初の親征が永楽八年（一四一〇）のことであつたのである。親征の決意を表明したのは同年冬十月一日のことであるが<sup>(50)</sup>、その十日前にすでに親征の準備を始めていた。『太宗実録』永楽七年九月己丑（二十日）の条に、

永康侯徐忠等に勅して、南京の各衛及び睢陽歸德武平鎮江等二十五衛の歩騎三万を選練し、寧陽伯陳懋は陝西の属衛及び慶秦二王府護衛の歩騎万九千を選練し、江陰侯吳高は山西及び晋王府護衛の歩騎万五千を選練せしむ。仍お中都留守司河南湖広山東の三都司・周楚二王府の護衛に命じて歩騎四万五千を選び、臨洮河州岷州西寧平涼の諸衛は善戦の士官五千を選ばしむ。それぞれに鈔を賜いて行糧を給し、皆来年二月を以て北京に至り随征せしめんとす。

とあり、親征軍を編制するために地方軍の調撥を命じ、地方軍の上京期限を翌年二月とした。これら畿内以外の地方軍からの調撥数は、歩騎併せて「十一万四千」になる。これに京師の親軍衛・京衛・外衛を加えれば、親征軍の総数はさらに膨らむ。永楽帝はこうした大軍をもって常山蛇勢というべき隙や欠点のない陣立てでもって親征に臨もうとしたのである。かかる大軍編制のために、女真にも親征軍への参加を求めた。これは、すでにはやく和田清氏が指摘されたことであるが<sup>(51)</sup>、『太宗実録』永楽八年八月乙卯（二十一日）の条に、

建州衛指揮使积家奴を陞して都指揮僉事と為し、姓名李顕忠を賜う。千戸咎卜は指揮僉事と為し姓名張志義を賜

う。百戸阿刺失に姓名李從善を、可捏に姓名郭以誠を賜い、俱に正千戸と為す。積家奴は揮阿哈出の子にして皆從征し功有るを以てなり。

とあるように、建州衛の積家奴等も從軍したのである。このときの賜姓名は永樂八年（一四一〇）の役に參陣したことによることは、その年次を勘案すれば明白である。この永樂八年（一四一〇）における建州衛指揮使積家奴等の親征軍從行記事を補足するのが、『錦衣衛選簿』（『明朝檔案』第四九冊）四〇〇頁、王学の条にみえる、

王阿兒、女直人。永樂二年投降し建州衛所鎮撫に除せらる。永樂七年副千戸に陞せらる。八年靜虜鎮にて胡寇を殺賊し正千戸に陞せらる。

という建州衛副千戸で永樂八年（一四一〇）の親征に加わった王阿兒の事例である。靜虜鎮とは同年六月九日に親征軍がブンヤシリを輔佐していたアルクタイの軍を破った場所である<sup>52)</sup>。

永樂帝が親征軍編制のために広い範囲にわたって地方軍に動員をかけたことは、上記の永康侯徐忠等に降した勅や建州女眞の参加で知られるが、その動員令は無論遼東軍にも下された。これは『朝鮮王朝実録』太宗十年春正月癸未（十六日）の条に、

義州通事李龍、遼東より還りて言えらく、遼兵一万北京に赴くに、達達軍に山海衛において遇い、ともに戦いて大敗し、死傷半ばを過ぐ。遼東正月初二日より兵を厳しくして城守し、昼夜懈らず、と。

とあることよって知ることができる。朝鮮王朝の太宗十年とは永樂八年（一四一〇）である。遼東軍はこの年の初頭に赴京途中山海関においてモンゴル軍と遭遇し大敗を喫したという。『朝鮮王朝実録』が伝えるこのときの遼東軍

の赴京は、動員令に記された二月の京師到着を目指してのことであったであろう。遼東軍が永樂帝の親征軍に加わるために赴京するにあたっては、このような事態も生じたが、遼東燕王軍の永樂帝親征従行の事例は散見する。それが表二の備考欄において「永樂八年」と記した事例で、04教均美、15馬全、17楊春、18穆伯林、19楊興、20宋勝、22王毛駒、23馬采の八例を検出できる。04教均美の事例を例にとれば、永樂八年（一四一〇）の役に関わる記事はつぎの通りである。

教均美、阿思蘭、広寧府の人。洪武二十一年付帰、二十二年通州衛中所に調せらる。三十三年白溝河にて本所小旗に陞せらる。三十四年西水寨にて総旗に陞せらる。三十五年金川門に克ち定遼前衛左所副千戸に陞せらる。永樂八年迤北に征進し阿魯台を殺敗し、正千戸に陞せらる。

教均美の帰付から永樂八年（一四一〇）の親征軍に従軍するまでの戦歴が記されている。これによって教均美は定遼前衛左所副千戸のときに永樂帝の親征に従行し、戦後定遼前衛正千戸に陞進したことが知られる。親征軍が京師に凱旋すると、教均美は遼東の定遼前衛に正千戸として帰衛したのである。

04教均美以外の事例でも一様に永樂八年（一四一〇）の親征軍従行による戦後の衛所官職陞進の状況が記されている。それを列挙すると、

- 15 馬全 定遼左衛指揮同知↓永樂八年（一四一〇）の役↓指揮使↓永樂二十年（一四二二）迤北陣亡
- 17 楊春 定遼右衛指揮同知↓永樂八年（一四一〇）の役↓指揮使
- 18 穆伯林 広寧中屯衛正千戸↓永樂八年（一四一〇）の役↓本衛指揮僉事
- 19 楊興 蓋州衛正千戸↓永樂八年（一四一〇）の役↓指揮僉事
- 20 宋勝 金州衛正千戸↓永樂八年（一四一〇）の役↓指揮僉事
- 22 王毛駒 蓋州衛正千戸↓永樂八年（一四一〇）の役↓本衛指揮僉事↓永樂十二年（一四一四）迤北陣亡

23 馬榮 広寧中屯衛指揮同知↓永樂八年（一四一〇）の役↓指揮使

となる。いずれの事例でも同八年（一四一〇）の親征従行とその役中の軍功で原衛の指揮使などの職官に陞進している。かれらの親征従行は無<sub>レ</sub>論<sub>レ</sub>単<sub>レ</sub>独<sub>レ</sub>によるものではなく、所屬衛所の將兵を率いての參陣であらう。04 教均美を含めた上記の諸例から、靖難の役後遼東經營のために送り込まれた燕王軍は永樂帝のモンゴル親征にも従行し大いに活躍したことが窺われる。

さらにいえば、15 馬全・22 王毛駒の事例をとると、かれらは親征従行後いったん本衛に帰還するが、15 馬全は永樂二十年（一四二二）に、22 王毛駒は同十二年（一四一四）遼北においてそれぞれ陣亡しているので、15 馬全は第三回目になる永樂帝の親征、22 王毛駒は二度目の親征に従行したことになる。遼東軍が親征軍に動員されたのは第一回目の永樂帝親征のときだけのことではなかったのである。そのみならず、23 馬榮の事例をみると、同八年（一四一〇）の親征に従行したのは馬敬であるが、燕王軍の一員として活躍し戦後遼東に送り込まれたのは父の馬榮であった。『永平衛選簿』（『明朝档案』第六七冊）一九七頁、馬承徹の条によると、馬榮は「永樂七年駙駒河陣亡」と記されている。駙駒河とは、『太宗実録』永樂七年八月甲寅（十五日）の条に、

是の日、総兵官淇国公丘福、虜と戦い敗績す。初め福、將校千余人を率いて先に臚胸河に至り虜の游兵に遇い、ともに戦い之を敗る。遂に勝ちに乘じて河を度り又虜の尚書一人を獲たり。福欽勞して之に詢<sub>上</sub>う、言えらく、本雅失里は大兵の至るを知り惶懼して北のかたに遁去せんと欲す、此れ三十余里ばかり、と。福喜びて曰く、当に疾馳して之を擒うべし、と。是の時官軍未だ集わず、諸將皆な曰く、恐らく虜は此の人を遣わして我を誘う、信ずるべからず、且らく兵を駐めん、と。

とある文中の臚胸河、『明史』卷六、成祖本紀二に、

秋七月癸酉、淇国公丘福征虜大將軍と為り、武成侯王聡・同安侯火真は之に副え、靖安侯王忠・安平侯李遠は左・右參將と為し、本雅失里を討たしむ。八月甲寅、丘福臚胸河に敗績し、福及び聡・真・忠・遠皆な戦死す。……甲戌、北征に死事の李遠に莒国公を、王聡に淳国公を贈り、遂に親征を決意す。

とある文中の臚胸河と同じ河川であろう。臚胸河はモンゴル共和国および中国東北を流れる河川でウランバートルとハイラル地方とを結ぶ交通の要衝である。モンゴル語ではケルレン・ゴル、漢字では臚胸河の他、克魯倫河・竜駒河・怯緑連河なども記される。永樂七年（一四〇九）に丘福が敵軍を侮って大敗を喫したこの臚胸河で23馬栄もまた戦死したのである。

以上の諸例から永樂七年（一四〇九）の丘福が率いる明軍のモンゴル遠征、同八年（一四一〇）の永樂帝最初の親征、同十二年（一四一四）の二度目の親征、同二十年（一四二二）の三度目の親征のいずれにも燕王軍の中から遼東諸衛に配置転換された將兵が調撥されて参加したことが知られる。このように遼東諸衛にも動員命が下され調撥されたのは、無論その遠征軍を屍山血河の激戦に耐えうる大軍に編制するためであつたが、それと同時にこの頃になると、永樂帝による遼東経営が相対的に安定期に入っていたことを物語っている。同九年（一四一一）に亦失哈が大軍と巨艦を率いて黒竜江下流特林の奴兒干都司方面に遠征したとき、通過した遼東は以上のような状況であつた。

## おわりに

遼東都司所屬の衛所群によつて編制された遼東軍は靖難の役期においては建文政權軍の別働隊として燕王軍に対敵し、北平周辺に位置する永平城・通州城・直沽・保定城などに侵攻してきた。そのため建文政權が崩壊し永樂政權が成立すると、それまで敵対していた遼東には靖難の役に活躍した燕王軍の一部が送り込まれた。永樂帝は即位すると

早速、周囲が朝鮮・女直・モンゴルなどの諸勢力によって占められ、東は鴨緑江で朝鮮王朝と接し、西はウリヤンハ三衛と接し、南は渤海に臨み、北は女直の居住地帯と接し、漢族だけでなく女真・モンゴル・朝鮮などの非漢民族が多数居住している遼東の経営に乗り出し、遼東に将兵を送り込んだのである。鎮守遼東に左軍都督府左都督劉貞を、遼東都司指揮使に脱火赤・王福を充てた。これに加えて遼東都司の都指揮同知・都指揮僉事の人事も発令され、建文時代の遼東都司の陣容は一新された。さらに遼東諸衛には燕王軍として活躍した將兵も配置転換されて送り込まれた。かれらは主として北直隸所在の衛所に所属している遼東・モンゴルの出身者と北直隸の人々であった。衛選簿から窺見されるころでは、遼東での移衛先は従来遼王府が置かれていた広寧、遼東都司所在の遼陽、現在の遼寧省の中南部に位置する蓋州を中心に、さらにその周辺の衛所であった。永樂帝のそれら遼東諸衛への配置転換の構想はすでに靖難の役の最中からあり、戦中の軍功陞進による配属先が敵地たる遼東の衛所であった事例もみられた。それは戦後の遼東経営を見据えての処置であったといえる。永樂帝が乗り出した遼東経営の成果を計量する手がかりとして、①『三万衛選簿』によって女真人の赴京と遼東住坐の実相、②靖難の役後遼東諸衛に送り込まれた衛所官軍の永樂帝のモンゴル親征従行の実態を鑿掘した結果、永樂帝の遼東経営は奏功していたと考えられ、永樂九年（一四一一）に亦失哈が大軍と巨艦を率いて黑竜江下流特林の奴兒干に向向いたとき、通過した遼東経営はすでに安定期に入っていたとみなしても大過ないであろう。

【追記】史料3の呂毅等とともに洪武三十五年（一四〇二）に都指揮同知に任用された麻子帖木について、その後判明したことをここで補足することにする。王圻『続文獻通考』卷二一〇、氏族考六、改賜姓氏、皇明、賜降人姓に「都督指揮指揮等官麻子帖木は王麟と曰う」とあり、王麟という姓名を賜ったとしているが、『太宗実録』永樂二十年閏十二月庚午（十七日）の条には「後軍都督同知王麒卒す。麒は旧名麻子帖木兒、建州松花江の人」とあり、王麒に作っている。王麒であるならば、『金吾右衛選簿』（『明朝档案』第五〇冊）二頁、王英の条にみえる王麒と同一人物であり、永樂元年（一四〇三）には後軍都督府都督僉事に陞進している。よって麻子帖木（王麒）の遼東都司都指揮同知の在任期間はきわめて短かった。なお、麻子帖



木についてその後の調査結果は、別稿「明代遼東都司の麻子帖木について」(『中央大学アジア史研究』第四六号、二〇二二年)参照。

註

- (1) 牛平漢編著『明代政区沿革綜表』(中国地図出版社、一九九七年)四一—四一六頁。
- (2) 拙稿「角逐—燕王軍と遼東軍と」(『人文研紀要』第一〇〇号、二〇二一年)。
- (3) 奇文瑛「明代遼東總兵楊文」(『文化学刊』二〇〇九年第一期、二〇〇九年)。
- (4) 『国朝献徵録』卷一〇八、前軍都督府都督僉事耿獻伝。
- (5) 張徳信著『明代職官年表 第三冊』(黄山書社、二〇〇九年)「鎮守總兵官年表」参照。なお呉高が広西に左遷された経緯は前掲拙稿「角逐—燕王軍と遼東軍と」参照。
- (6) 『太宗実録』永楽七年三月乙卯の条掲出の薨卒伝、『明史』卷一四四、平安伝。
- (7) 『太祖実録』洪武二十七年春正月辛酉の条に、「河南都指揮劉貞を以て復び金吾後衛指揮使と為す」とある。劉貞の鎮守遼東や都督職は一代限りの流官であったので、劉俊は靖難の役直前に劉貞の衛籍があった金吾後衛の指揮使(世官職)を世襲することになったのである。
- (8) 『太宗実録』洪武三十五年九月甲申の条。なお、孟善の経歴については、『明史』卷一四六、孟善伝参照。
- (9) 『太宗実録』永楽十年六月甲戌の条所収の薨卒伝。
- (10) 燕王軍の西水寨攻略前後の戦況については、拙稿「燕王軍と河南彰徳—とくに燕王軍の彰徳攻略とその戦略的意義について—」(『中央大学文学部紀要』史学第六五号、二〇二〇年)一四一—一四六頁参照。
- (11) 史料9に劉貞の長女は永楽帝の昭順徳妃で、次女は伊王の妃に立てられたと記されている。次女の伊王妃冊立は『太宗実録』永楽三年十一月甲午の条に、「宮国威襄公郭英の女を冊して郢王練の妃と為し、左都督劉貞の女を伊王樞の妃と為し、蒲州知州王綽の女を永和王濟煥の妃と為す」とみえるように永楽三年(一四〇五)十一月二日のことであった。これに対して、長女が燕王妃に冊立された年次は不明である。『明史』卷一三三、后妃一の、成祖の項によると、皇后徐氏の他、妃としては昭献貴妃王氏(蘇州の人)、恭献賢妃権氏(朝鮮の人)の二人の略伝が立てられているだけである。沈徳符の『万曆野獲編』補遺卷一、妃諡によると、「文皇嬪御は淑妃楊氏の諡端静恭惠、惠妃李氏の諡恭和榮順、麗妃陳氏の諡恭順榮穆、順妃王氏の諡昭惠恭懿、賢妃王氏の諡昭肃静惠、賢妃喻氏の諡忠敬昭順、麗妃韓氏の諡康惠莊肃、順妃錢氏の諡惠穆昭敬、惠妃吳氏の諡康穆懿恭の如し」とあり、上記の昭献貴妃王氏、恭献賢妃権氏以外に九人の妃の名がみえる。しかしながら昭順

徳妃劉氏の名を検出することはできない。

- (12) 拙稿「小河の会戦と安順侯脱火赤―成祖四駿図」によ  
せて―(『人文研紀要』第九七号、二〇二〇年)。

- (13) 『太宗実録』洪武三十五年十二月丁巳の条。

- (14) 同右書、永楽二年正月己酉の条「都指揮呂毅に命じて寧波に鎮守せしめ、鈔六十錠を賜う」。なお、呂毅については、『皇朝中州人物志』卷六、呂毅伝に、「呂毅は項城の人となり。始め濟陽衛百戸と為す。文皇内難を靖するや、毅從征し、功を以て積官し指揮同知に至る。永楽三年都指揮僉事に陞せらる」と記され、項城県(河南開封府陳州)の人であることが知られる。この史料源は『太宗実録』永楽六年十二月丁酉の条であり、同条には「是の日交趾總兵官黔国公沐晟、交趾の賊簡定と生厥江に戦いて敗績し、都督僉事呂毅・兵部尚書劉備・交趾布政司参政劉豈皆な之に死す。毅は河南項城の人。始め濟陽衛百戸と為す。上内難を靖難するや、毅征伐に従い数々奇功を立て積官して都指揮同知に至る。永楽三年、都督僉事に陞せられ、黃中と共に兵を広西に練す」とみえる。これらの記述によれば、呂毅は、燕王が挙兵したときには濟陽衛百戸であった。濟陽衛は靖難の役後親軍衛に昇格するが当時は在外衛の一つであり北平都司に所属していた。当該衛の百戸であった呂毅は燕王軍に従軍し屢々軍功を立て累官して都指揮同知に陞進したのである。遼東都司に起用されたのはそのときのことであろう。永楽三年(一四〇五)には都督府の都督僉事に

陞転しているので、このとき遼東都司から離任したことが明白である。その三年後の同六年(一四〇八)十二月、交趾總兵官沐晟の下で交趾(ベトナム)の簡定と戦い陣亡した。

- (15) 『仁宗実録』永楽二十二年九月丁酉の条。

- (16) 『太宗実録』洪武三十五年六月辛未の条「燕山中護衛を陞して羽林前衛と為し、燕山左護衛を金吾左衛と為し、燕山右護衛を金吾右衛指揮使司と為す」。

- (17) 無論、靖難の役の最中には燕山右護衛ではなく他衛に所属して活躍し、その終息後の金吾右衛に改編されたとき来手だてに欠くので、今のところは革旺はもと燕山右護衛所属の兵員であったとみなしておきたい。なお、燕王挙兵時の燕山右護衛については、拙稿「燕王の挙兵と燕山三護衛―燕山右護衛復原の試み―」(『中央大学文学部紀要』史学第六六号、二〇二一年)参照。

- (18) 『太宗実録』永楽六年十月辛卯の条、同永楽七年正月己巳の条。

- (19) 同右書、永楽十一年十月甲子の条。

- (20) 親征するにあたって永楽帝が皇太子を代理に立てて天地宗廟社稷にそれを報告させたのは永楽八年(一四一〇)春正月十二日、車駕が北京を出発したのは二月十日、凱旋して奉天殿において群臣による賀の上表を受けたのは同年七月十七日のことであった。以上、同右書、永楽八年春正月

己卯、同年二月丁未、同年七月壬午の諸条、参照。

(21) 衛選簿においてはそれぞれの家の世襲状況を記述するにあたり、古い世襲記録は内黄と外黄からなる黄簿を参看している。内黄と外黄の中、いずれを参照し勘査したかを示しているのが、「内黄査有り」あるいは「外黄査有り」という文言である。黄簿の中、内黄は内庫に所蔵され、外黄は印綬監が取掌していた。『救園雜記』巻一〇、参照。

(22) 達軍の達は達達、すなわち韃靼と同意語である。達軍とはモンゴル軍、モンゴル兵ということになる。衛選簿において在華モンゴル人の出身地表記は「山後人」とする場合が最も多い。しかし、山後人とともに「金山人」、「哈刺哈人」、「通州人」、「瑞州人」、「保安州人」、「大寧人」、「撫寧人」、「迤北人」などの地名が抱き合わせて併記されているケースがある。瑞州、保安州、大寧、撫寧は中国の地名であるので、そのモンゴル人が明朝に服するようになって名乗った出身地であろう。それに対して金山人の金山とはアルタイ山がすぐに連想される。その故、山後人の山後とはアルタイ山の後背を指称すると思いがちになるが、明代における山後の意味するところは多義で必ずしもアルタイ山に限定できない。和田清編『明史食貨志訳注（上巻）』（東洋文庫、一九五七年）では、「山後とは、北京の背後を東北から西南に走る山脈の西北部、モンゴル高原に続く一帯。」（二九頁）と註されている。山後人と抱き合わせて表記されている哈刺哈人の哈刺哈とは、ハルハ河に由来する

靖難の役後の遼東と燕王軍（川越）

地名であり、明代以後に現れたモンゴルの部の名称であることはよく知られている。迤北は特定の地名ではなく、北方全体を指す用語である。ところで、「山後人」の読み方であるが、私は従来牧野巽『明青州左衛選簿について』（岩井博士古稀記念典籍論集）同事業会編・刊、一九六三年）の読み方に倣って「山後人」としてきた。しかしながら、洪武帝の馬皇后伝の冒頭部分の「太祖孝慈高皇后馬氏、宿州人。」（『明史』巻一一三、后妃伝）という記事中の「宿州人」の如きは「宿州の人」と訓読するのが一般的であるが山後人については今後も牧野氏に倣い「山後人」と読むことにする。なお、「山後人」に関する最新の研究としては、郭嘉輝『明代衛所的帰附軍政研究』以「山後人」為例（万巻楼、二〇二〇年）がある。

(23) 馬家庄の所在地について、『大明一統志』巻一、順天府、山川に、新河は灤県の西に在り、一名灤河。盧溝水より分流して県界に至り、析して三と為す。其の一は東を径して白河に入る。其の一は新莊河と為り、南の方武清県界に流る。其の一は黄滙河と為り東の方馬家庄の飛放泊に注ぐ」とあり、明末清初の人である孫承沢は、その著書『春明夢余録』巻六九、川渠においても、『天府広記』巻三六、川渠においても、上記の『大明一統志』の記事をそのまま祖述している。これらに対して、『説史方輿紀要』は巻一一、北直隸二、順天府、通州、灤県において、「灤河、県の西に在り、一名新河。盧溝河より分流して県界に至り、析し

て三と為る。其の正河は渾河と為り、東の方白河に入る。其の一は新莊河と為り、南の方武清県界に流入す。其の一は黄汭河と為り、東の方馬家莊の飛放泊に注ぐ。各々県を去ること十里」と記している。これらの記述から、新河（渾河）は通州の渾県界で三つに分岐し、その内の一つが黄滹河（黄汭河）となつて馬家莊の飛放泊に注いだことが知られる。『読史方輿紀要』には「各々県を去ること十里」としてゐるから、馬家莊も通州渾県内にあつたのではないかと思はれる。僧思改が洪武三十四年（一四〇一）に馬家莊において建文政權軍の哨兵を殺敗したのは、おそらく前年末から三十四年（一四〇一）にかけて、建文政權軍の副総兵平安が一〇万の遼東軍を率いて通州を重圍して攻伐しようとして失敗したときのことであろう（通州における燕王軍と遼東軍の戦いについては前掲拙稿「角逐―燕王軍と遼東軍と」参照）。

(24) 明代遼東には都司が管轄する衛所群の他には遼陽に自在州、開原に安樂州の二州が設置されただけであるので、望平県なる行政区画は存在していない。しかしながら、古来からその地名はあり、『遼東志』巻一、地理志、沿革に、「広寧衛、本漢の遼東の無慮県西部の都尉治所なり。晋は平州に属す。唐は巫閭守捉城を置く。渤海は顕徳府地と為し顯州奉先軍を置く。遼は乾州広徳軍を置き大寧の属郡と為す。金は改めて広寧府と為し、広寧・望平・閭陽・鍾秀の四県を領し鎮寧軍節度使を置く。元は改めて路と為し県三

広寧・望平・閭陽を属せしむ。元末も速納哈出、往来して其の地を互略す。本朝は州県を廢し、洪武二十三年広寧衛を建て、二十五年遼王を封建するや広寧中護衛に改め、次年復た広寧衛と改む」とあり、遼陽城の西にあつた広寧にかつて望平県が存在したのである。『通州衛選簿』（明朝档案）第五二冊）が07賽因不花・10八郎の事例をいずれもその出身地を望平県に作っているのは、明代になって望平県は地名としては消失したものの、古名として通用していたことを示している。なお、箭内巨氏は雄編「満州に於ける元の疆域」（『満州歴史地理』第二巻、一九一三年）の中で、「金の望平県と同じく今の遼中県の北五十里なる水泊付近ならん。ただ此地は遼河の汎濫区域に当たれば、必ずしも前後異動なしと言ひ難し。同じ明代の地誌によるも、或は之を以て広寧衛の東北百五十里となし、或は九十里となす。（中略）至元六年省かれて望平県に併せられたる鍾秀県は、即ち遼の顯州の治せる奉先県なれば、今の広寧の東約二十五清里に在りしものなり」（三三〇―三三一頁）とされている。なお、現在の行政区画さえいへば、遼中県は遼寧省瀋陽市に位置する市轄区である。

(25) さしあたっては拙著『明代中国の軍制と政治』（国書刊行会、二〇〇一年）前編第二章第五章「新官と旧官」参照。同行書。

(26) 嘉靖『徐州志』巻一、州治之図によると、汴河が徐州府治の城郭北から東にかけて湾曲して流れている。『太宗実

録』にいう河とはこの汴河のことであろう。

(28) 『太宗実録』奉天靖難事蹟、建文四年三月甲申朔の条。

(29) ただ、四輩董賢の項には、「正統二年十二月、董賢、遼東寧遠衛中所故世襲百戸董賢の親弟に係る。」と記されており、董賢の叔父董賢が寧遠衛百戸の職を世襲している。この間の事情については、『寧遠衛選簿』は何らふれていないが、おそらく董賢は優給が開始された正統二年（一四三七）三月から十二月までの九ヶ月の間に死去その他の理由で十五歳になったとき世襲できない事情が起きたものと思われる。それが寧遠衛百戸職交替の所以であろう。

(30) 拙稿「洪武三十五年の燕王軍渡江と江北の人々」とくに『高郵衛選簿』にみえる事例を中心に（『人文研紀要』第九四号、二〇一九年）。

(31) 『遼東志』巻一、地理志、沿革。

(32) 滄州における会戦を洪武三十三年（一四〇〇）十月二十八日のことと推定したのは、『太宗実録』奉天靖難事蹟、建文二年十月戊午（二十七日）の条に、「我軍、直沽を過ぐ。上、諸將に語りて曰く、徐凱等の設る所の備えは惟だ青阜長蘆のみ、埽埽兒・窳兒坡の教程は皆な水無し、皆な備えず、此に趨けば徑に滄州城下に至るべし。是夜の二更に啓行すること昼夜三百里。敵阿び哨騎を發するも、皆な相い遇わず、明日塩倉に至り、敵の哨騎數百に遇い尽く之を擒とす。食時に滄州に至るも、敵猶未だ覺らず、軍士を督して城を築かしむ。我軍既に城下に至るや始めて蒼黃し

て分れて城堞を守り、衆皆な股栗し擲甲するに及ばず。我軍四面より急ぎ之を攻む。上、壯士を麾き城の東北角より登らしむ。時を逾えて其の城を抜く」とみえるからである。燕王軍は十月二十七日に直沽を過ぎると、その夜の午後七時から九時の間に滄州に向かって行軍を開始し、昼夜兼行で三百里（約一六七キロメートル）を踏破し、翌二十八日の食時に滄州に到達し、滄州城の四面から攻撃をかけている。食事とは辰の刻の異称であろう。とすると前夜の午後七時から九時の間に開始した行軍は翌朝の午前七時から九時の間には滄州に達したことになる、恐るべき強行軍であったことになる。

(33) 経筵の席上での定遼諸衛をめぐる定宗と権近等とのやり取りは、『朝鮮定宗実録』巻四、庚辰二年五月辛巳の条に収録されている。これは明の建文二年（洪武三十三年、一四〇〇）五月十七日のことである。本条については、前掲拙稿「角逐―燕王軍と遼東軍と」においても言及したので参照を請う。

(34) 『太祖実録』洪武十四年九月丙申の条、および『遼東志』巻一、地理志、沿革。

(35) 前掲牛平漢編著『明代政区沿革綜表』四一四―四一五頁参照。

(36) 張鵬については『明史』巻一六〇、張鵬伝参照。なお、石亨・曹吉祥の国政壟断と凋落とについては、拙稿「天順五年の首都騒乱」（中央大学文学部紀要）史学第五五号、

二〇一〇年）参照。

- (37) 『太宗実録』 洪武三十五年秋七月壬午朔の条。
- (38) 同右書、洪武三十五年八月丙寅の条。
- (39) 和田清『東亜史研究 滿洲篇』(東洋文庫、一九五五年)「一〇、明初の滿洲経略 下」参照。なお、女真と女直は『宋史』以後史料上併存するが、史料の引用に際してはその表記に従い、地の文では遼の興宗耶律宗真的諱真を避けたとされる女直ではなく、本来の民族名とされる女真を用いた。避諱については、王彦坤編『歴代避諱滙典』(中州古籍出版社、一九九七年)参照。
- (40) 池内宏『滿鮮史研究 中世第一』(吉川弘文館、一九七九年)「三万衛についての考」六八四頁。
- (41) 『太祖実録』 洪武二十一年三月辛丑の条。
- (42) 『太宗実録』 永樂元年十二月辛巳の条。
- (43) 江嶋寿雄『明代清初の女直史研究』(中国書店、一九九九年)「第一篇第一章明初における女直の遼東移住―自在安樂二州の一考察―」三頁。ただしその数字の根拠とされた『明史』卷八九、兵志、衛所は『明史』卷九〇の誤りである。
- (44) 『遼東志』 卷一、地理志、沿革、遼陽に、「自在州、永樂七年置治開原城内、所領新附夷人、後徙治于遼陽城。」とあり、後開原城内から遼陽城内に移設されている。
- (45) ③ 歹羊荅(一四四頁)は傳繼武の条にみえるが、その「内黄查有」下には「永樂十一年告願自在州・三万衛帶俸」に作っている。ところが、五輩傳錦の項では「(永樂)十一年告願自在州住坐・遼海衛帶俸、本年帰併安樂州」としている。とすれば、歹羊荅は安樂州住坐・遼海衛帶俸であったことになる。歹羊荅は「自在州住坐・三万衛帶俸」であったのか、「安樂州住坐・遼海衛帶俸」であったのか決じたいので、ここでは「内黄查有」下の記述に従い、「自在州住坐・三万衛帶俸」としておくこととする。
- (46) 奇文瑛氏の論考中、C論文の入手に際しては、荷見守義氏(弘前大学人文社会学部教授)の尽力を得た。記して感謝の意を表す。
- (47) 鵝鶻嘴については『英宗実録』 正統十四年二月丁卯の条に、「遼東総兵官右都督曹義等奏、開原鎮北山墩瞭見達賊、臣同太監楊宣督領官軍、追至鵝鶻嘴、殺敗賊衆、擒獲男婦六十名并牛馬弓箭等物。」とある。瞭高山については『遼陽志』 卷七、山川志に、「瞭高山、城西南六十里、即遼郊山、俗呼了角山。」とある。八里庄と龜兒山とについては『世宗実録』 嘉靖十年十一月癸酉の条に、詔が下されて「軍功襲替令」が決定したことが記された文言中に、「正統十四年至景泰元二三年、大同東嶽庙雷公山黑峪口石仏寺・宣府東南二小門洋河橋居庸関・山西偏頭関代州・北直隸文安霸州紫荆関西直門德勝門彰義門・遼東八里莊龜兒山扣河空背陰寨佛僧洞等処当先被傷及殺賊功越陞者俱襲。」とある。松山堡は同じく『世宗実録』 嘉靖二年三月癸亥の条に「追録開原松山堡斬獲達虜功陞賞有功、及陣亡官軍王綱等

五百四十八人。」とある。腰站は『全遼志』巻二、辺防志、鎮武堡地方に著録されている。「腰站台」と同一であろう。古勒索は『清史稿』巻二二二、王杲伝に「(万曆)四年春正月、阿台復盜辺、自静遠堡九台入、既又自榆林堡入至渾河、既又自長勇堡入薄渾河東岸、又糾土蛮謀分掠広寧・開原・遼河。阿台居古勒索、其党毛憐衛頭人阿海居莽子寨、阿寨相与為犄角。」とある。

(48) 『太宗実録』永楽七年八月甲寅の条、「是の日、総兵官洪国公丘福、虜と戦い敗績す」。

(49) 同右書、永楽七年九月甲戌の条、「丘福麾下の将士、帰する者有り福等及び戦敗績の事を具言すること多し。上歎いて曰く、福、吾が言に従わず此に至る、而して将士此に何の辜あらん、と」。

(50) 同右書、永楽七年冬十月己亥朔の条、「上、諸将を召して諭するに親征の策を以てす」。

(51) 和田清『東亜史研究 蒙古篇』(東洋文庫、一九五九年)

「一、明初の蒙古経略」五三頁、および註82参照。

(52) 『太宗実録』永楽八年六月甲辰の条。前掲和田清『東亜史研究 蒙古篇』「一、明初の蒙古経略」では静虜鎮の位置について「恐らく興安嶺の頂界と思はれる」(二六〇頁)とされている。なお静虜鎮は靖虜鎮とも別称されたようである。それは、『仁宗実録』洪熙元年七月も丁酉の条に収録された武進伯朱榮の薨卒伝に、「榮、山東兗州府沂州人。洪武中選充軍衛驃騎舍人、陞総旗從征雲南有功陞百戸、進大寧前衛副千戸。太宗皇帝靖靖難、以功累陞至左軍都督府都督僉事。永楽四年征交趾、陞石都督。八年從車駕征北虜、至靖虜鎮、進左都督。後屢從征迤北、勦戮胡寇、以功封奉天翊衛宣力武臣特進榮祿大夫柱国武進伯、食祿一千二百石、子孫世襲。二十二年從征至龍虎岡還、奉命佩征虜前將軍印、鎮守遼東。至是卒。訃聞、遣官賜祭贈贈有加、追封武進侯、諡忠靖。子冕襲伯爵。」とあり、靖虜鎮に作っている。

